

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月30日
【事業年度】	第80期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
【会社名】	ニッコンホールディングス株式会社
【英訳名】	NIKKON Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒岩正勝
【本店の所在の場所】	東京都中央区明石町6番17号
【電話番号】	03(3541)5330(代)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経理部長 忝田泰典
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区明石町6番17号
【電話番号】	03(3541)5330(代)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経理部長 忝田泰典
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第76期	第77期	第78期	第79期	第80期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	179,312	187,819	197,693	199,512	182,536
経常利益 (百万円)	19,574	20,715	22,019	22,525	20,572
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	13,468	14,545	14,768	16,721	14,544
包括利益 (百万円)	15,615	15,966	11,806	12,691	19,667
純資産額 (百万円)	171,282	182,627	186,900	193,296	208,290
総資産額 (百万円)	280,079	286,013	294,213	297,489	322,139
1株当たり純資産額 (円)	2,529.33	2,702.46	2,810.70	2,932.77	3,160.46
1株当たり当期純利益金額 (円)	199.22	215.30	221.03	254.01	221.26
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	198.65	214.58	220.22	253.11	220.51
自己資本比率 (%)	61.0	63.7	63.3	64.8	64.5
自己資本利益率 (%)	8.2	8.2	8.0	8.8	7.3
株価収益率 (倍)	11.9	13.0	11.8	8.3	10.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	22,757	24,309	25,337	25,901	23,229
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	20,984	22,884	16,892	19,867	25,402
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,987	8,330	11,659	584	1,473
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	35,027	28,302	25,231	30,820	30,366
従業員数 (人)	11,226	12,209	12,361	12,579	12,212
(ほか、平均臨時雇用人 員)	(3,617)	(5,532)	(3,677)	(3,428)	(3,697)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は、就業人員数を記載しております。

3 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第78期の期首から適用しており、第77期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第76期	第77期	第78期	第79期	第80期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高及び営業収益 (百万円)	4,818	13,299	10,413	11,010	12,197
経常利益 (百万円)	7,124	9,547	9,444	9,958	10,864
当期純利益 (百万円)	6,790	9,561	9,075	10,323	10,693
資本金 (百万円)	11,316	11,316	11,316	11,316	11,316
発行済株式総数 (株)	68,239,892	68,239,892	68,239,892	68,239,892	68,239,892
純資産額 (百万円)	106,353	112,342	110,838	111,625	120,947
総資産額 (百万円)	187,570	191,554	185,870	192,340	209,301
1株当たり純資産額 (円)	1,569.85	1,662.43	1,666.52	1,693.28	1,835.10
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額) (円)	60.00 (27.00)	65.00 (30.00)	67.00 (32.00)	76.00 (38.00)	67.00 (33.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	100.44	141.53	135.83	156.81	162.69
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	100.15	141.06	135.33	156.26	162.14
自己資本比率 (%)	56.6	58.5	59.4	57.9	57.6
自己資本利益率 (%)	6.6	8.8	8.2	9.3	9.2
株価収益率 (倍)	23.6	19.7	19.3	13.5	13.7
配当性向 (%)	59.7	45.9	49.3	48.5	41.2
従業員数 (人) (ほか、平均臨時雇用人 員)	95 (1)	23 (9)	27 (3)	27 (6)	31 (6)
株主総利回り (%) (比較指標：配当込み TOPIX)	122.0 (114.7)	145.5 (132.9)	140.4 (126.2)	119.5 (114.2)	128.0 (162.3)
最高株価 (円)	2,541	3,440	3,175	2,801	2,466
最低株価 (円)	1,746	2,221	2,386	1,671	1,852

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は、就業人員数を記載しております。

3 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

4 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第78期の期首から適用しており、第77期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

5 第78期より営業収益に係る表示方法の変更を行っております。第77期に係る主要な経営指標等についても、当該表示方法の変更を反映した組替後の数値を記載しております。

2【沿革】

当社は、1953年8月27日、株式会社日本梱包運搬社として創業し、1965年5月25日、株式の額面変更を目的として、1950年12月7日設立の東洋化成工業株式会社（1962年2月より事業活動を休止、1963年4月に株式会社日本梱包運搬社に商号変更）に吸収合併され、1968年10月1日、商号を日本梱包運輸倉庫株式会社と変更しました。さらに、2015年10月1日に持株会社体制へ移行したことに伴い、商号をニッコンホールディングス株式会社に変更し今日に至っております。

設 立	1953年8月27日、陸上小運送及び運送取扱業、貨物自動車運送業、鉄道発着貨物取扱業、貨物荷造梱包作業請負、梱包資材販売及び損害保険代理業を目的とし、東京都中央区築地1丁目3番地に本社を設置し創業。
1953年	本社を東京都中央区入舟町2丁目4番地に移転。 一般小型自動車運送事業の免許を受け、運送を開始。
1955年	東京都中央区明石町8番地（現在は新住居表示により中央区明石町6番17号）に本社を移転。
1956年	二段積載車両を開発、社旗・社章を制定。
1959年	愛知県名古屋市、熱田急配株式会社（連結子会社）及び三重県四日市市、豊田貨物自動車運送株式会社（連結子会社）を買収。
1960年	愛知県名古屋市、熱田急配株式会社を株式会社名古屋梱包運搬社、三重県四日市市、豊田貨物自動車運送株式会社を株式会社日本陸送と商号変更。
1961年	株式を東京店頭登録し公開。
1964年	倉庫営業（現日本梱包運輸倉庫株式会社・三芳営業所、連結子会社）の許可を受ける。
1965年	同名の株式会社日本梱包運搬社に吸収合併。
1966年	群馬県邑楽郡大泉町に日本運輸株式会社（連結子会社）を設立。
1968年	商号を日本梱包運輸倉庫株式会社（現ニッコンホールディングス株式会社）と変更。
1970年	株式を東京証券取引所市場第二部に上場。
1971年	埼玉県朝霞市に株式会社オートテック（連結子会社）を設立。
1973年	通関業の許可を受け、横浜営業所において営業を開始。
1974年	東京都板橋区に日輸商事株式会社（連結子会社）を設立。
1977年	埼玉県浦和市（現さいたま市）の株式会社東倉庫（連結子会社）を買収。
1978年	三重県鈴鹿市に株式会社テクニクサービス（連結子会社）を設立。
1981年	奈良県磯城郡田原本町の日本梱包運輸株式会社（現株式会社ニッコン奈良、連結子会社）を買収。
1982年	栃木県芳賀郡芳賀町に株式会社オートテックジャパン（連結子会社）を設立。三段積載フルトレーラーを開発。
1988年	熊本県菊池郡菊陽町にコスモ技研株式会社（現株式会社ニッコン九州、連結子会社）を設立。
1989年	米国オハイオ州シドニー市にNK PARTS INDUSTRIES, INC.（連結子会社）を設立。日本初の車両伸縮式トレーラーを開発。JR仕様の2段床昇降式専用コンテナ開発。
1990年	株式会社名古屋梱包運搬社は商号を株式会社メイコンと変更。IATA代理店資格を取得し、国際航空貨物代理店業務を開始。
1993年	埼玉県狭山市にエヌケイエンジニアリング株式会社（連結子会社）を設立。
1994年	タイ国アユタヤ県ウタイ郡にA.N.I. LOGISTICS, LTD.（連結子会社）を設立。中国江蘇省南京市に南京日梱儲運実業有限公司（現日梱物流（中国）有限公司、連結子会社）を設立。
1997年	東京証券取引所市場第一部に指定替え。
2000年	米国オハイオ州シドニー市にNK AMERICA, INC.（連結子会社）を設立。港湾地区における拠点として、大黒ふ頭（横浜市鶴見区）に横浜営業所（現日本梱包運輸倉庫株式会社・大黒営業所、連結子会社）を開設。特別積み合わせ貨物運送認可取得。
2004年	栃木営業所（現日本梱包運輸倉庫株式会社、連結子会社）においてISO14001の認証を取得。米国オハイオ州シドニー市にNKA TRANSPORTATION, INC.（連結子会社）及びNKA LOGISTICS, INC.（連結子会社）を設立。
2006年	ベトナム国ハノイ市にNIPPON KONPO VIETNAM CO., LTD.（連結子会社）を設立。新本社社屋を東京都中央区明石町6番17号（旧本社社屋敷地内）に竣工。東京都板橋区の菱自運輸株式会社（連結子会社）を買収。
2008年	米国オハイオ州シドニー市にNKA CUSTOMS SERVICE, INC.（連結子会社）を設立。
2010年	東京都江東区の中越テック株式会社（連結子会社）を買収。中越テック株式会社の買収に伴い、その子会社である北海道札幌市の札幌新聞輸送株式会社を連結子会社化。

2011年	タイ国アユタヤ県ウタイ郡にA.N.I. TRANSPORT, LTD. (連結子会社)を設立。メキシコ国ハリスコ州エルサルトル市にNKP MEXICO, S.A. DE C.V. (連結子会社)を設立。
2013年	神奈川県足柄上郡開成町の株式会社信栄倉庫(連結子会社、同年現日本梱包運輸倉庫株式会社に吸収合併)を買収。米国オハイオ州シドニー市にAUTO TECHNIC AMERICAS, INC. (連結子会社)を設立。
2014年	愛知県瀬戸市の株式会社イトー急行(連結子会社)を買収。次世代環境型フルトレーラー(21m)の運行開始。埼玉県日高市に狭山日梱株式会社、埼玉県比企郡小川町に小川日梱株式会社、神奈川県藤沢市に藤沢日梱株式会社、新潟県新潟市に新潟日梱株式会社、長野県松本市に松本日梱株式会社、三重県鈴鹿市に鈴鹿日梱株式会社、群馬県太田市に群馬日梱株式会社(いずれも連結子会社)を設立。
2015年	持株会社体制への移行に伴い、商号をニッコンホールディングス株式会社に変更し、大部分の事業を新設の日本梱包運輸倉庫株式会社(連結子会社)に承継し分社化。 宮城県仙台市に仙台日梱株式会社、千葉県船橋市に千葉日梱株式会社、タイ国アユタヤ県ウタイ郡にSIAM AUTO TECHNIC CO., LTD.、東京都中央区にニッコンムービング株式会社及びニッコン情報システム株式会社(いずれも連結子会社)を設立。
2016年	東京都中央区にGINZAコンサルティング株式会社及びNKインターナショナル株式会社、中国重慶市に日梱重慶物流有限公司、石川県白山市に金沢日梱株式会社、愛知県名古屋市に名古屋日梱株式会社(いずれも連結子会社)を設立。 株式会社東倉庫は連結子会社である日本梱包運輸倉庫株式会社に吸収合併。
2017年	東京都江東区の板東産業株式会社を買収。その後連結子会社である日本梱包運輸倉庫株式会社に吸収合併。 インドネシア国ジャカルタ市のPT NIPPON KONPO INDONESIA及びインド国ハリヤナ州グルグラム市のNIPPON KONPO INDIA PRIVATE LIMITEDを連結子会社化。
2018年	岐阜県加茂郡坂祝町の松久運輸株式会社、岐阜県美濃加茂市の株式会社松久総合(いずれも連結子会社)を買収。
2019年	メキシコ国グアナファト州アパセオ エル グランデ市にNK LOGISTICA MEXICO, S.A. DE C.V. (連結子会社)を設立。 松久運輸株式会社は、連結子会社である株式会社松久総合に吸収合併。 岡山県瀬戸内市の株式会社中国物流サービス及び中越テック株式会社(連結子会社)の子会社である鹿児島県薩摩川内市の中越輸送株式会社を連結子会社化。

3【事業の内容】

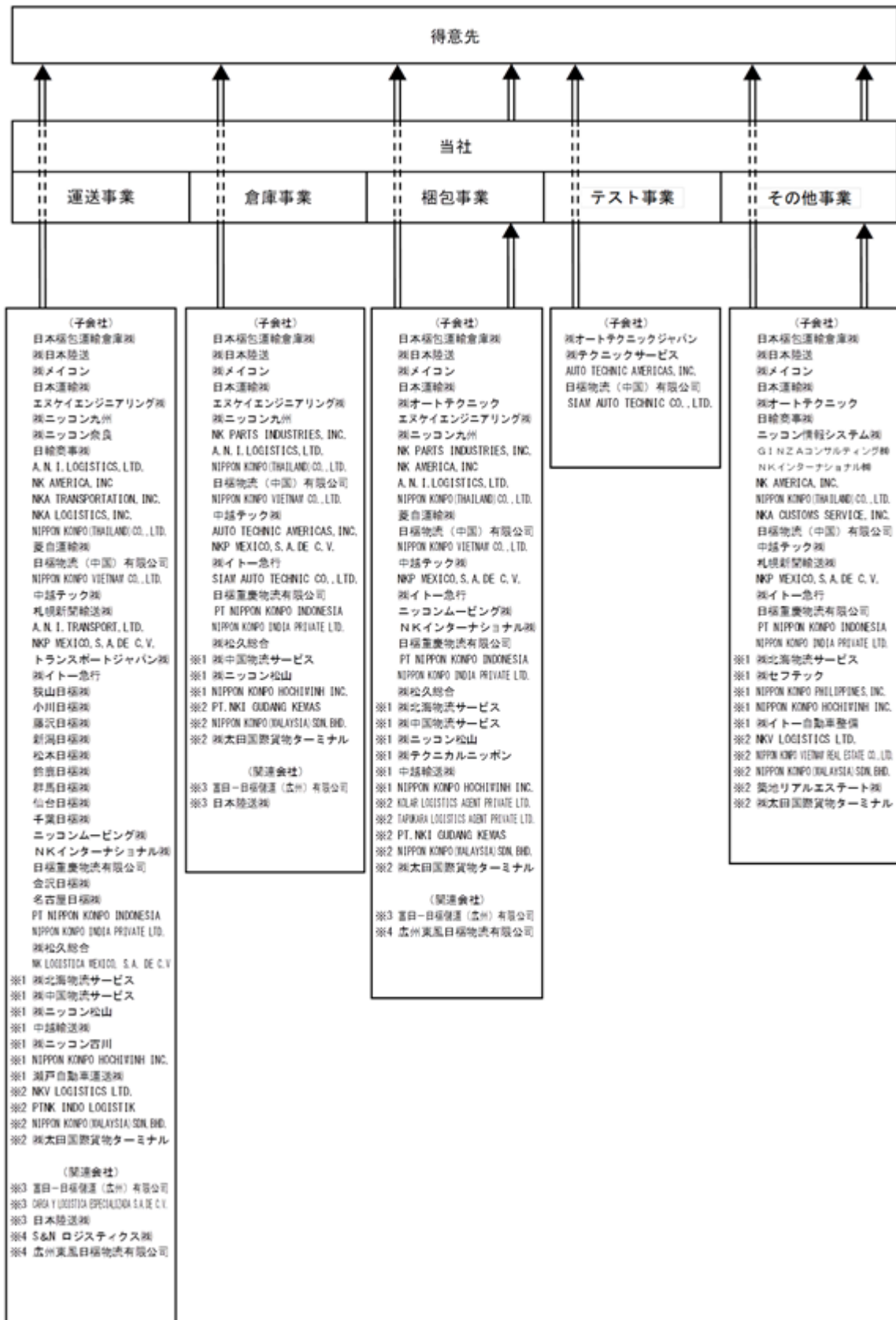
当社グループは、当社及び関係会社74社で構成され、運送事業、倉庫事業、梱包事業、テスト事業を主な内容とし、更にこれらに附帯する業務を併せて行っております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社グループの事業に係わる位置づけは次のとおりであり、セグメントと同一の区分であります。

運送事業 四輪・二輪完成自動車及び自動車部品・住宅設備・農業用機械等の輸送を行っております。日本梱包運輸倉庫株式会社のほか関係会社55社が行っております。
倉庫事業 四輪・二輪完成自動車及び自動車部品・住宅設備・農業用機械等の保管を行っております。日本梱包運輸倉庫株式会社のほか関係会社27社が行っております。
梱包事業 流通加工・自動車部品等の納入代行・輸出梱包等を行っております。当社及び日本梱包運輸倉庫株式会社のほか関係会社35社が行っております。
テスト事業 四輪・二輪完成自動車及び自動車部品・農業用機械等のテストを行っております。株式会社オートテックジャパンのほか関係会社4社が行っております。
その他事業 通関業・車両等の修理及び整備・石油製品の販売・損害保険代理店業・不動産の売買、賃貸及びその仲介管理・廃棄物の処理及び収集・発電及び売電に関する事業を行っております。当社及び日本梱包運輸倉庫株式会社のほか関係会社29社が行っております。

事業の系統図は次のとおりであります。



(注) 無印 連結子会社

- 1 非連結子会社で持分法適用会社
- 2 非連結子会社で持分法非適用会社
- 3 持分法適用関連会社
- 4 持分法非適用関連会社

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
4, 5, 6 日本梱包運輸倉庫(株)	東京都 中央区	500	運送事業他	100	業務の一部委託及び受託 一部土地・建物の賃貸 役員2名兼任 資金融通及び資金貸付
5 (株)日本陸送	三重県 鈴鹿市	90	運送事業他	100	役員1名兼任 資金融通及び資金貸付
5 (株)メイコン	愛知県 小牧市	48	運送事業他	100	役員1名兼任 資金融通及び資金貸付
5 日本運輸(株)	群馬県 邑楽郡 大泉町	360	運送事業他	100	役員1名兼任 資金融通及び資金貸付
5 (株)オートテック	埼玉県 狭山市	32	梱包事業他	100	資金融通
5, 7 (株)オートテックジャパン	栃木県 芳賀郡 芳賀町	40	テスト事業	100	一部土地・建物の賃貸 役員1名兼任 資金融通及び資金貸付
5 エヌケイエンジニアリング(株)	栃木県 芳賀郡 芳賀町	50	梱包事業他	100	一部土地・建物の賃貸 役員2名兼任 資金融通
5 (株)ニッコン九州	熊本県 菊池郡 大津町	10	運送事業他	100	資金融通
5 (株)ニッコン奈良	奈良県 大和郡山市	10	運送事業	100 (100)	資金融通
4 NK PARTS INDUSTRIES, INC.	米国 オハイオ州 シドニー市	千米ドル 17,500	梱包事業他	100	役員1名兼任
5 (株)テックサービス	三重県 鈴鹿市	20	テスト事業	100	資金融通
5 日輸商事(株)	埼玉県 狭山市	24	その他事業他	100	一部土地・建物の賃貸 資金融通
4 A.N.I. LOGISTICS, LTD.	タイ国 アユタヤ県 ウタイ郡	百万パーツ 373	梱包事業他	99 (50)	役員1名兼任 資金貸付
NK AMERICA, INC.	米国 オハイオ州 シドニー市	千米ドル 1,000	その他事業他	100 (80)	役員1名兼任

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割 合(%)	関係内容
NKA TRANSPORTATION, INC.	米国 オハイオ州 シドニー市	千米ドル 200	運送事業	100 (100)	役員1名兼任
NKA LOGISTICS, INC.	米国 オハイオ州 シドニー市	千米ドル 5	運送事業	100 (100)	役員1名兼任
NIPPON KONPO (THAILAND) CO., LTD.	タイ国 アユタヤ県 ウタイ郡	百万バーツ 344	梱包事業他	99 (51)	役員1名兼任 資金貸付
5 菱自運輸(株)	神奈川県 川崎市	48	運送事業他	100	役員1名兼任 資金融通
NKA CUSTOMS SERVICE, INC.	米国 オハイオ州 シドニー市	千米ドル 80	その他事業	100 (100)	役員1名兼任
日梱物流(中国)有限公司	中国江蘇省 南京市	百萬元 58	その他事業他	100	役員1名兼任
NIPPON KONPO VIETNAM CO., LTD.	ベトナム国 ハノイ市	百万ドン 64,338	運送事業他	100	-
5 中越テック(株)	東京都 江東区	96	運送事業他	100	役員1名兼任 資金融通及び資金貸付
札幌新聞輸送(株)	北海道 札幌市	15	運送事業	94 (94)	-
A. N. I. TRANSPORT, LTD.	タイ国 アユタヤ県 ウタイ郡	百万バーツ 1	運送事業	99 (99)	役員1名兼任
4 NKP MEXICO, S.A. DE C.V.	メキシコ国 グアナファト州 アバセオ エル グランデ市	千ペソ 249,169	運送事業他	100 (67)	資金貸付
AUTO TECHNIC AMERICAS, INC.	米国 オハイオ州 シドニー市	千米ドル 650	テスト事業他	100 (100)	-
5 トランスポートジャパン(株)	東京都 江東区	10	運送事業	100	資金融通及び資金貸付
5 (株)イトー急行	愛知県 瀬戸市	80	運送事業他	100	役員1名兼任 資金融通及び資金貸付
5 狭山日梱(株)	埼玉県 日高市	10	運送事業	100 (100)	資金融通
5 小川日梱(株)	埼玉県 比企郡 小川町	10	運送事業	100 (100)	資金融通
5 藤沢日梱(株)	神奈川県 藤沢市	10	運送事業	100 (100)	資金融通

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容
5 新潟日梱(株)	新潟県 新潟市	10	運送事業	100 (100)	資金融通
5 松本日梱(株)	長野県 松本市	10	運送事業	100 (100)	資金融通
5 鈴鹿日梱(株)	三重県 鈴鹿市	10	運送事業	100 (100)	資金融通
5 群馬日梱(株)	群馬県 太田市	10	運送事業	100 (100)	資金融通
仙台日梱(株)	宮城県 仙台市	10	運送事業	100 (100)	-
千葉日梱(株)	千葉県 船橋市	10	運送事業	100 (100)	-
SIAM AUTO TECHNIC CO.,LTD.	タイ国 アユタヤ県 ウタイ郡	百万パー ツ 30	テスト事業他	99 (99)	役員1名兼任
ニッコンムービング(株)	東京都 中央区	50	梱包事業他	100	一部建物の賃貸 資金貸付
ニッコン情報システム(株)	東京都 中央区	50	その他事業	100	一部建物の賃貸 資金貸付
G I N Z Aコンサルティング(株)	東京都 中央区	30	その他事業	100	一部建物の賃貸 役員2名兼任
5 NKインターナショナル(株)	東京都 中央区	40	その他事業他	100	一部建物の賃貸 役員2名兼任 資金融通及び資金貸付
日梱重慶物流有限公司	中国重慶市	百万元 53	運送事業他	100 (49)	役員1名兼任 資金貸付
金沢日梱(株)	石川県 白山市	10	運送事業	100 (100)	-
名古屋日梱(株)	愛知県 名古屋市	10	運送事業	100 (100)	-
4 PT NIPPON KONPO INDONESIA	インドネシア国 ジャカルタ市	千米ドル 22,900	運送事業他	100 [5]	役員1名兼任 資金貸付

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容
NIPPON KONPO INDIA PRIVATE LIMITED	インド国 ハリヤナ州 グルグラム市	千インドルピー 440,000	運送事業他	100 (2)	資金貸付
5 ㈱松久総合	岐阜県 美濃加茂市	10	運送事業他	100	資金融通
NK LOGISTICA MEXICO, S.A. DE C.V.	メキシコ国 グアナファト州 アバセオ エル グランデ市	千ペソ 50	運送事業	- [100]	-
5 ㈱中国物流サービス	岡山県 瀬戸内市	20	運送事業他	100	一部土地・建物の賃貸 資金融通
中越輸送㈱	鹿児島県 薩摩川内市	16	運送事業他	99 (99)	-

(持分法適用関連会社)					
富田 日梱儲運(広州) 有限公司	中国広東省 広州市	百万元 28	運送事業他	30	役員1名兼任
CARGA Y LOGISTICA ESPECIALIZADA, S.A. DE C.V.	メキシコ国 グアナファト州 アバセオ エル グランデ市	千ペソ 100	運送事業	49 (49)	-
日本陸送㈱	群馬県 太田市	50	運送事業	34	-

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
3 議決権の所有割合の()は、間接所有割合で内数、[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であります。
4 特定子会社であります。
5 資金融通のため、当社との間でCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)を導入しております。
6 日本梱包運輸倉庫㈱については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1)売上高	87,590百万円
	(2)経常利益	8,570百万円
	(3)当期純利益	6,073百万円
	(4)純資産額	110,553百万円
	(5)総資産額	153,188百万円

- 7 ㈱オートテックニックジャパンについては、売上高(連結売上高相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、セグメント情報のうち、テスト事業の売上高に占める割合が90%を超えているため主要な損益情報等の記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
運送事業	3,470 (1,199)
倉庫事業	1,108 (344)
梱包事業	4,842 (1,962)
テスト事業	1,948 (46)
その他事業	180 (10)
全社共通	664 (136)
合計	12,212 (3,697)

- (注) 1 従業員数は、就業人員数であります。
 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員数であります。
 3 全社共通は、管理部門の従業員数であります。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
31 (6)	41.0	16.2	5,761

- (注) 1 従業員数は、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員数であります。
 4 提出会社の従業員は、梱包事業、その他事業のセグメント及び管理部門に所属しております。

(3) 労働組合の状況

当社の従業員は、主に日本梱包運輸倉庫(株)からの出向者であるため、労働組合は組織されていません。

連結子会社の中では、日本梱包運輸倉庫(株)では1960年6月に会社を単一とする同盟日本梱包運輸倉庫労働組合が結成され、全国交通運輸労働組合総連合に加盟しております。2021年3月31日現在は連結子会社のうち12社も日本梱包運輸倉庫労働組合に加盟しており、組合員数は3,075名であります。(株)オートテックジャパンではオートテックジャパン労働組合が結成されており、全国本田労働組合連合会に加盟し、2021年3月31日現在の組合員数は1,753名であります。菱自運輸(株)では菱自運輸労働組合が結成されており、三菱自動車労働組合連合会に加盟し、2021年3月31日現在の組合員数は84名であります。中越テック(株)では中越テック運送労働組合が、(株)イトー急行ではイトー急行労働組合が結成されており、共に全日本運輸産業労働組合連合会に加盟しております。2021年3月31日現在の組合員数はそれぞれ69名と143名であります。また、(株)日本陸送、(株)メイコン、日本運輸(株)、中越輸送(株)の4社は、会社を単一とし、独立した労働組合を結成しており、2021年3月31日現在の組合員数はそれぞれ、日本陸送労働組合275名、メイコン労働組合103名、日本運輸労働組合369名、中越輸送労働組合10名であります。以上のすべての会社及び組合においては、労使団結の精神に徹して健全なあゆみを続けており、労使関係は安定しております。

その他特記する事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループは、「我々は、地球的視野に立ちビジネスロジスティクスを介し『共有できる喜び』『共感し得る価値』『共生したる環境』を先進創造し、お客様・株主様・従業員と共に社会の繁栄に貢献する」ことを基本理念としております。この理念を信奉し、健全な事業活動を通して、お客様、株主様、地域の皆様に対し、企業責任を果たし、国家・地域社会の発展に寄与してまいります。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響が長期化しており、極めて厳しい状況が続きました。政府の各種施策により経済活動が段階的に再開されたことに伴い、景気は緩やかな回復の動きが見られましたが、感染拡大による緊急事態宣言が再発令されるなど、先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

物流業界におきましては、総じて新型コロナウイルス感染症拡大の影響や、慢性的な労働力不足や競争の激化などもあり、依然として厳しい経営環境が続いております。

今後の見通しは、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による経済への深刻な影響は未だ収束を見ず、当社を取り巻く環境は極めて不透明な状況が継続し、最大の懸念事項となっております。特に主力事業であります生産関連貨物の低迷は当社グループ事業への影響を顕在化させております。

このような状況のもと、当社グループは中核事業会社が成長戦略の一つとして立ち上げました混載輸送事業を順調に拡大基調にのせ、更なる発展を目指し、広く、深く顧客のニーズや課題を聞き、その解決に寄り添う展開を継続してまいります。また、地域密着営業の強化として、新たな拠点の構築、既存拠点の拡大を行うとともに追従運搬ロボットの導入等省人化、省力化を推進しており、積極的な投資によりコア事業の高付加価値化と新規事業拡大の後押しを図ります。

当社グループは2020年4月から2023年3月末を対象とした中期経営計画の2年目を迎え、2023年の目標達成に向け、方針である『全社結集』『競争力強化』『高付加価値なサービスの提供』『経営基盤の強化』の取り組みを積極的に進めてまいりました。一方で業界全体の課題である『人手不足の深刻化』には、積極的な採用活動により事業影響を最小限に抑えております。

しかし、中長期的には自動化、機械化による物流技術の刷新が求められ、先述したロボットを皮切りにAI、IoTによる新技術の取り入れに果敢にチャレンジしております。

厳しい環境下でスタートした中期経営計画2年目もこれらの歩みを緩めることなく、目標の達成とその先の未来に向けた持続的な発展のために、ESGの取り組みを常に中心に置き、経営環境の変化に事業の在り方を柔軟に変えながら顧客と社会のニーズにグループ全体で応えてまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

2【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 燃料費の変動について

当社グループにおいて使用する輸送用車両の燃料費は、原油価格や為替相場の変動により影響を受けております。当社グループはこれらのコスト増が生じた場合、顧客企業との協議により適正な料金の収受を図ってまいります。急激な燃料価格の上昇や適正な料金の収受できないような場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制等について

当社グループの営む事業について、運送事業の一部（貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業）につきましても、「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」や「生活環境確保条例」等の規制を受けております。

これらの法規制等への対応については、車両の代替及び排出ガス低減装置の取付けを効果的、効率的に行うことによりコストへの影響を最小限にとどめております。しかしながら、今後規制の内容の変更等が生じた場合、更なるコストの発生が考えられます。

(3) 重大事故の発生可能性について

当社グループにおきましては、順法精神に則り社会的責任を最優先に営業活動を行っておりますが、万一重大な交通事故等が発生してしまった場合、社会及び顧客の信用が低下するとともに、事業所の営業停止、事業許可の取り消し等の行政処分を受ける可能性があります。

(4) 自然災害等について

当社グループが事業を展開する地域において、地震や風水害等により輸送経路が遮断された場合や事業所設備が毀損した場合、停電の発生によりシステム停止等の事態が生じた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 顧客企業の動向について

当社グループにおきましては、連結売上高のうち自動車業界向けが50%超を占めており、主要な顧客企業における生産調整や物流需要等の減少が生じた場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 新型コロナウイルス感染症について

当社グループが事業を展開する地域において新型コロナウイルス感染拡大又は長引いた場合、顧客の物流需要の減少や従業員の感染により物流サービスの提供ができなくなる等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度は、北海道江別市、宮城県大崎市、群馬県伊勢崎市、滋賀県長浜市、滋賀県日野町及び岡山県瀬戸内市に倉庫を新增設し、東京都中央区に賃貸等不動産を取得、栃木県宇都宮市、群馬県伊勢崎市、群馬県太田市、富山県高岡市及び大阪府茨木市に事業用地を取得するなど業容の拡大に向けて積極的な設備投資や営業活動を行ってまいりました。しかしながら、当社グループにおいても国内外で新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けることとなりました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高1,825億36百万円（前期比8.5%減）、営業利益181億91百万円（同12.9%減）、経常利益205億72百万円（同8.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益145億44百万円（同13.0%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

運送事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより貨物取扱量が減少した結果、売上高は845億53百万円（前期比9.7%減）となりました。営業利益は、人件費、燃料費及び外注費等の減少はありましたが、売上高減少の影響を受け46億86百万円（前期比9.9%減）となりました。

倉庫事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響はありましたが、継続的に行ってきた倉庫の新增設の効果等により保管貨物量が増加した結果、売上高は320億83百万円（前期比3.3%増）となりました。営業利益は、減価償却費等が増加し75億49百万円（前期比2.6%減）となりました。

梱包事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより業務量が大幅に減少した結果、売上高は401億36百万円（前期比14.4%減）となりました。営業利益は、人件費や外注費等の減少はありましたが、売上高減少の影響を受け23億65百万円（前期比36.2%減）となりました。

テスト事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより業務量が減少した結果、売上高は204億63百万円（前期比7.9%減）となりました。営業利益は、売上高の減少に加え昨年4月に稼働した研究開発棟の減価償却費の増加などにより28億9百万円（前期比29.8%減）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は303億66百万円となり、前連結会計年度末に比べ4億53百万円減少しました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は232億29百万円となり、前連結会計年度に比べ26億71百万円減少しました。これは主に、減少要因として税金等調整前当期純利益が30億4百万円、売上債権の増減額によるキャッシュ・フローが18億34百万円それぞれ減少した一方、増加要因として、法人税等の支払額が10億64百万円減少、その他の負債の増減額によるキャッシュ・フローが4億93百万円、賞与引当金の増減額によるキャッシュ・フローが4億48百万円それぞれ増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は254億2百万円となり、前連結会計年度に比べ55億35百万円増加しました。これは主に、増加要因として有形固定資産の取得による支出が35億44百万円増加、投資有価証券の売却による収入が7億55百万円、有形固定資産の売却による収入が4億69百万円それぞれ減少したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果増加した資金は14億73百万円となり、前連結会計年度に比べ20億57百万円増加しました。これは主に、増加要因として自己株式の取得による支出が14億74百万円、配当金の支払額が1億51百万円それぞれ減少、長期借入による収入が1億30百万円増加したことによるものです。

販売の実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		
	金額(百万円)	構成比(%)	前年同期比(%)
運送事業	84,553	46.3	90.3
倉庫事業	32,083	17.6	103.3
梱包事業	40,136	22.0	85.6
テスト事業	20,463	11.2	92.1
その他事業	5,300	2.9	92.7
合計	182,536	100.0	91.5

(注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2 最近2連結会計年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
本田技研工業(株)	17,117	8.6	29,055	15.9

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等は、以下のとおりであります。

a. 財政状態

(資産の部)

当連結会計年度末における流動資産は745億42百万円となり、前連結会計年度末に比べ10億77百万円増加しました。これは主に受取手形及び売掛金が9億17百万円増加したことによるものであります。固定資産は2,475億96百万円となり、前連結会計年度末に比べ235億72百万円増加しました。これは主に、北海道江別市、宮城県大崎市、群馬県伊勢崎市、滋賀県長浜市、滋賀県日野町及び岡山県瀬戸内市に倉庫を新增設、東京都中央区に賃貸等不動産を取得、栃木県宇都宮市、群馬県伊勢崎市、群馬県太田市、富山県高岡市及び大阪府茨木市に事業用地を取得したことなどにより有形固定資産が182億14百万円、政策保有株式の時価が上昇したことなどに伴い投資有価証券が47億7百万円それぞれ増加したことによるものであります。

この結果、総資産は3,221億39百万円となり、前連結会計年度末に比べ246億50百万円増加しました。

(負債の部)

当連結会計年度末における流動負債は462億69百万円となり、前連結会計年度末に比べ82億5百万円減少しました。これは主に社債の償還により1年内償還予定の社債が100億円、一部の子会社において電子手形による支払いを導入したことに伴い、設備関係支払手形が26億30百万円、支払手形及び買掛金が14億66百万円それぞれ減少した一方、電子記録債務が12億98百万円、営業外電子記録債務が54億27百万円それぞれ増加したことによるものであります。固定負債は675億79百万円となり、前連結会計年度末に比べ178億60百万円増加しました。これは主に社債償還資金及び設備資金を社債により200億円調達したことによるものであります。

この結果、負債合計は1,138億48百万円となり、前連結会計年度末に比べ96億55百万円増加しました。

(純資産の部)

当連結会計年度末における純資産は2,082億90百万円となり、前連結会計年度末に比べ149億94百万円増加しました。これは主に利益剰余金が98億77百万円、その他有価証券評価差額金が33億47百万円それぞれ増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は64.5%（前連結会計年度末は64.8%）となりました。

b. 経営成績

(売上高)

当連結会計年度における売上高は1,825億36百万円（前期比8.5%減）となりました。新型コロナウイルス感染症の影響により、当社グループの主要顧客である自動車関連をはじめとして各業種において貨物取扱量及び業務量が大きく減少しました。セグメント別の売上高につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載しております。

(営業利益)

当連結会計年度における営業利益は181億91百万円（前期比12.9%減）となりました。コストの削減や業務の効率化に努めましたが、売上高の減少の影響を回避するには至りませんでした。セグメント別の営業利益につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載しております。

(経常利益)

当連結会計年度における営業外収益は27億80百万円（前期比19.6%増）となりました。これは主に土地収用等に伴う受取補償金が大幅に増加したこと及び為替差益の計上があったことによるものです。営業外費用は3億98百万円（前期比42.3%減）となりました。これは主に為替が円安に振れたことに伴い前連結会計年度に発生した為替差損がなくなったことによるものであります。

この結果、経常利益は205億72百万円（前期比8.7%減）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における特別利益は9億56百万円となり、前期に比べ9億74百万円減少しました。これは主に固定資産売却益が4億77百万円、投資有価証券売却益が6億64百万円それぞれ減少したことによるものであります。特別損失は1億31百万円となり、前期に比べ76百万円増加しました。これは主に建物取り壊しに係る固定資産除却損が増加したことによります。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は145億44百万円(前期比13.0%減)となりました。

c. キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

d. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの事業活動における資金需要としては、事業を行うための費用や一般管理費などの営業費用としての運転資金と主に倉庫、作業所及び事業用車両等の固定資産購入のための設備資金があります。

当社グループでは、運転資金につきましては内部資金のほか必要に応じてコマーシャルペーパーや金融機関からの借入金で賄い、設備資金につきましては内部資金のほか必要に応じて固定金利の普通社債及び金融機関からの借入金で賄うことを基本としております。当連結会計年度末における普通社債の残高は400億円、借入金の残高は188億76百万円であります。

e. 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、2020年4月1日から3か年の中期経営計画「第12次中期経営計画(Challenge12)」をスタートさせ、最終年度である2023年3月期の目標として売上高2,300億円、営業利益230億円、営業利益率10.0%、自己資本当期純利益率(ROE)8.0%を掲げております。

その初年度である当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が当初の想定より長引いていることから、売上高は1,825億36百万円、営業利益は181億91百万円となり中期経営計画1年目の目標には至りませんでした。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果とは異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

a. 減損会計における将来キャッシュ・フロー

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表(1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

b. 退職給付債務の算定

当社グループには、確定給付制度を採用している会社が存在します。確定給付制度の退職給付債務及び関連する勤務費用は、数理計算上の仮定を用いて退職給付見込額を見積り、割り引くことにより算定しております。数理計算上の仮定には、割引率、期待運用収益率等の様々な計算基礎があります。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する退職給付に係る負債及び退職給付費用の金額に重要な影響を与える可能性があります。

退職給付債務及び退職給付費用の算定において、主要な仮定の変化が当連結会計年度末の退職給付債務及び退職給付費用に与える感応度は以下のとおりであります。マイナス()は退職給付債務の減少を、プラスは退職給付債務の増加を表しております。感応度分析は分析の対象となる数理計算上の仮定以外のすべての数理計算上の仮定が一定であることを前提としております。

当連結会計年度末(2021年3月31日)

	数理計算上の仮定の変化	退職給付債務に与える影響(百万円)
割引率	0.5%の上昇	872
	0.5%の低下	944
	数理計算上の仮定の変化	退職給付費用に与える影響(百万円)
期待運用収益率	0.5%の上昇	52
	0.5%の低下	52

なお、当連結会計年度末の退職給付債務の算定に用いた主要な数理計算上の仮定は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項 (退職給付関係)(8)数理計算上の計算基礎に関する事項」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資金額は、営業車両の取得、自社倉庫の拡大を中心に、28,344百万円となりました。セグメントごとの設備投資について示すと次のとおりであります。

(1) 運送事業

運送事業用土地及び営業車両251台の新規取得、改造等により6,651百万円の設備投資を実施いたしました。

(2) 倉庫事業

倉庫事業用土地及び北海道江別市、宮城県大崎市、群馬県伊勢崎市、滋賀県長浜市、滋賀県日野町、岡山県瀬戸内市の倉庫取得等により、10,574百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 梱包事業

梱包事業用土地及び作業場空調設備、構内作業用フォークリフトの新規取得等により、2,182百万円の設備投資を実施いたしました。

(4) テスト事業

テスト事業の設備投資金額は、主に栃木県芳賀町のテスト用設備取得によるものであり、1,951百万円となりました。

(5) その他事業

その他事業の設備投資の金額は、主に東京都中央区の賃貸等不動産取得によるものであり、6,983百万円となりました。

なお、いずれのセグメントにおいても、重要な設備の除却または売却はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	工具、器 具及び 備品	土地		リース資産		合計
						面積 (千㎡)	金額			
本社他 (東京都中央区他)	その他事業 全社	事務所他	317	0	4	1	1,468	-	1,791	28
不動産事業部 (千葉県習志野市他)	その他事業	賃貸土地・ 建物他	7,788	75	7	210	18,801	-	26,672	3

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	工具、器 具及び 備品	土地		リース資産	合計	
							面積 (千㎡)	金額			
日本梱包運 輸倉庫(株)	本社 (東京都 中央区) 他70事業所	運送事業 倉庫事業 梱包事業 その他事業 全社	営業車両 倉庫 作業場 給油施設 事務所他	54,284	2,929	328	2,674 (133)	57,853	12	115,407	3,293
(株)日本陸送	本社 (三重県 鈴鹿市) 他13事業所	運送事業 倉庫事業 梱包事業 その他事業 全社	営業車両 倉庫 作業場 給油施設 事務所他	5,911	443	60	325 (100)	5,400	21	11,836	326
(株)メイコン	本社 (愛知県 小牧市) 他8事業所	運送事業 倉庫事業 梱包事業 その他事業 全社	営業車両 倉庫 作業場 給油施設 事務所他	5,813	559	27	274 (43)	6,110	-	12,512	119
日本運輸(株)	本社 (群馬県 大泉町) 他14事業所	運送事業 倉庫事業 梱包事業 その他事業 全社	営業車両 倉庫 作業場 給油施設 事務所他	4,602	239	43	314 (179)	5,683	-	10,568	402
(株)オートテ クニック ジャパン	本社 (栃木県 芳賀町) 他4事業所	テスト事業	テスト設 備 事務所他	3,084	2,405	225	18 (58)	508	0	6,224	1,851
中越テック (株)	本社 (東京都 江東区) 他15事業所	運送事業 倉庫事業 梱包事業 その他事業	営業車両 倉庫 作業場 事務所他	756	281	14	62 (20)	2,054	-	3,106	256
(株)イトー急 行	本社 (愛知県 瀬戸市) 他13事業所	運送事業 倉庫事業 梱包事業 その他事業	営業車両 倉庫 作業場 事務所他	1,409	166	19	138 (24)	2,461	1	4,058	555

(3) 在外子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)	
				建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	工具、器 具及び 備品	土地		リース資産		合計
							面積 (千㎡)	金額			
NK PARTS INDUSTRIES, INC.	本社 (米国 オハイオ州 シドニー市) 他1事業所	運送事業 倉庫事業 梱包事業 その他事業 全社	営業車両 倉庫 作業場 事務所他	1,444	211	243	707 (30)	246	-	2,145	575

(注) 1 投下資本の金額は有形固定資産の帳簿価額で、建設仮勘定の金額は含まれておりません。

2 (外書)は、賃借中のものです。

3 主要な設備のうち、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

提出会社

主要な賃借設備はありません。

国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料(百万円)
日本梱包運輸倉庫(株)	日高営業所 (埼玉県日高市) 他17事業所	運送事業 倉庫事業 梱包事業	土地・建物	1,832
(株)日本陸送	関東営業所 (埼玉県川越市) 他1事業所	倉庫事業 梱包事業	土地・建物	134
(株)メイコン	本社営業所 (愛知県小牧市) 他1事業所	倉庫事業	土地・建物	265
日本運輸(株)	伊勢崎営業所 (群馬県伊勢崎 市) 他6事業所	倉庫事業 梱包事業	土地・建物	653

在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料(百万円)
NIPPON KONPO VIETNAM CO.,LTD.	ビンズン倉庫 (ベトナム国 ビンズン省) 他1事業所	運送事業 倉庫事業 梱包事業	土地・建物	158

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

提出会社

該当事項はありません。

国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後 の増加 能力
				総額	既支払額				
日本梱包運輸 倉庫㈱	鈴鹿センター営業所 (三重県鈴鹿市)	運送事業 倉庫事業 梱包事業	倉庫増築	2,138	9	借入金	2021年4月	2022年5月	面積 16千㎡
日本梱包運輸 倉庫㈱	茨木営業所 (大阪府茨木市)	運送事業 倉庫事業 梱包事業	倉庫新設	3,942	2,635	借入金	2020年8月	2021年10月	面積 27千㎡
日本梱包運輸 倉庫㈱	白根営業所 (新潟県新潟市)	運送事業 倉庫事業 梱包事業	倉庫建替	1,696	1,239	借入金	2020年7月	2021年6月	面積 9千㎡
日本梱包運輸 倉庫㈱	小川営業所 (埼玉県小川町)	運送事業 倉庫事業 梱包事業	モーター プール	450	2	自己資金	2021年4月	2022年4月	面積 4,000 千㎡
日本梱包運輸 倉庫㈱	未定 (神奈川県厚木市)	運送事業 倉庫事業 梱包事業	土地・建物 購入	4,468	893	借入金	2020年12月	2022年6月	面積 12千㎡
日本梱包運輸 倉庫㈱	北上営業所 (岩手県北上市)	運送事業 倉庫事業 梱包事業	倉庫増築	1,650	4	借入金	2021年10月	2022年6月	面積 14千㎡
日本梱包運輸 倉庫㈱	三和営業所 (茨城県古河市)	運送事業 倉庫事業 梱包事業	土地購入	754	58	自己資金	2019年1月	2021年10月	面積 29千㎡
日本梱包運輸 倉庫㈱	未定 (宮城県岩沼市)	運送事業 倉庫事業 梱包事業	倉庫新設	3,180	3	借入金	2021年6月	2022年6月	面積 21千㎡
㈱日本陸送	寄居営業所 (埼玉県寄居町)	運送事業 倉庫事業 梱包事業	倉庫新設	1,640	1,513	借入金	2020年5月	2021年4月	面積 9千㎡
㈱日本陸送	岐阜営業所 (岐阜県可児市)	運送事業 倉庫事業 梱包事業	倉庫増築	500	414	借入金	2020年7月	2021年4月	面積 5千㎡
日本運輸㈱	関東ロジスティック スセンター営業所 (群馬県太田市)	運送事業 倉庫事業 梱包事業	倉庫新設	1,000	-	借入金	2021年4月	2021年11月	面積 6千㎡
日本運輸㈱	未定 (群馬県邑楽町)	運送事業 倉庫事業 梱包事業	土地購入	540	-	自己資金 及び借入金	2021年7月	2021年7月	面積 24千㎡
日本運輸㈱	未定 (群馬県邑楽町)	運送事業 倉庫事業 梱包事業	倉庫新設	1,956	-	自己資金 及び借入金	2021年4月	2022年4月	面積 12千㎡
㈱オートテク ニックスジャパ ン	栃木開発センター (栃木県芳賀町)	テスト事業	テスト設備	1,557	5	借入金	2021年2月	2021年5月	-
㈱中越テック	北陸営業所 (富山県高岡市)	運送事業 倉庫事業 梱包事業	倉庫新設	802	82	自己資金 及び借入金	2021年1月	2021年9月	面積 7千㎡
株イトー急行	本社営業所 (愛知県瀬戸市)	運送事業 倉庫事業 梱包事業	倉庫増築	588	5	自己資金 及び借入金	2020年9月	2021年12月	面積 4千㎡

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後 の増加 能力
A.N.I LOGISTICS, LTD.	PLANT 3 (タイ国アユタヤ 県)	倉庫事業 梱包事業	倉庫増築	226	152	自己資金	2021年 1月	2021年 4月	面積 3千㎡
NIPPON KONPO (THAILAND) CO.,LTD.	レムチャバン営業所 (タイ国チョンブリ 県)	倉庫事業	倉庫増築	839	-	自己資金 及び借入金	2021年 4月	2022年 1月	面積 14千㎡

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	152,000,000
計	152,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	68,239,892	68,239,892	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	68,239,892	68,239,892	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2011年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7名 当社執行役員 10名
新株予約権の数(個)	457
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 45,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1(注)1
新株予約権の行使期間	自 2011年7月20日 至 2046年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 771 資本組入額 386
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本金組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

当社は、以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2012年7月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7名 当社執行役員 13名
新株予約権の数(個)	416 [391]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 41,600 [39,100]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1(注)1
新株予約権の行使期間	自 2012年7月31日 至 2047年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 827 資本組入額 414
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本金組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

当社は、以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2013年 6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7名 当社執行役員 14名
新株予約権の数(個)	284 [268]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 28,400 [26,800]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1(注)1
新株予約権の行使期間	自 2013年7月23日 至 2048年7月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,480 資本組入額 740
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本金組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

当社は、以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2014年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7名 当社執行役員 13名
新株予約権の数(個)	248 [234]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 24,800 [23,400]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1(注)1
新株予約権の行使期間	自 2014年7月23日 至 2049年7月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,582 資本組入額 791
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本金組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

当社は、以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2015年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7名 当社執行役員 14名
新株予約権の数(個)	208 [197]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,800 [19,700]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1(注)1
新株予約権の行使期間	自 2015年7月28日 至 2050年7月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,856 資本組入額 928
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本金組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

当社は、以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2016年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7名 当社執行役員 6名
新株予約権の数(個)	255 [243]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 25,500 [24,300]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1(注)1
新株予約権の行使期間	自 2016年7月22日 至 2051年7月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,830 資本組入額 915
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本金組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

当社は、以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2017年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7名 当社執行役員 6名
新株予約権の数(個)	189 [179]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 18,900 [17,900]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1(注)1
新株予約権の行使期間	自 2017年7月22日 至 2052年7月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,229 資本組入額 1,115
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本金組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

当社は、以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2018年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7名 当社執行役員 5名
新株予約権の数(個)	165 [157]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 16,500 [15,700]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1(注)1
新株予約権の行使期間	自 2018年7月21日 至 2053年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,541 資本組入額 1,271
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本金組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

当社は、以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年1月1日 (注)	-	68,239,892	-	11,316	749	11,582

(注) 会社分割による減少であり、完全子会社である日本梱包運輸倉庫株式会社へ事業を承継したことによるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	33	25	123	204	2	3,127	3,514	-
所有株式数 (単元)	-	184,909	11,217	119,220	241,428	6	125,194	681,974	42,492
所有株式数の 割合(%)	-	27.11	1.65	17.48	35.40	0.00	18.36	100.00	-

(注) 自己株式2,506,469株は、「個人その他」に25,064単元、「単元未満株式の状況」に69株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5 NT, UK	5,797	8.82
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	5,097	7.75
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5 NT, UK	3,147	4.79
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,695	4.10
本田技研工業株式会社	東京都港区南青山二丁目1番1号	2,449	3.73
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)SUB A/C NON TREATY (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5 NT, UK	1,958	2.98
いすゞ自動車株式会社	東京都品川区南大井六丁目26番1号	1,692	2.58
日野自動車株式会社	東京都日野市日野台三丁目1番地1番	1,494	2.27
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5 NT, UK	1,388	2.11
日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今橋三丁目5番12号	1,271	1.93
計	-	26,990	41.06

(注)1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 5,097千株

株式会社日本カストディ銀行 2,695千株

- 2 2019年3月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、キルターン・パートナーズ・エルエルピーが、2019年2月28日現在で以下の株式を所有している旨の記載がされておりますが、当社として、当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株券等保有割合 (%)
キルターン・パートナーズ・エルエルピー	英国スコットランドEH3 8BL、ミッドロージアン、エディンバラ、サンプル・ストリート、エクステンジ・プレイス3	2,710,400	3.97

- 3 2020年1月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーが、2019年12月30日現在で以下の株式を所有している旨の記載がされておりますが、当社として、当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株券等保有割合 (%)
シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピー	英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 6ティール、ブルトン ストリート1、タイム アンド ライフ ビル5階	12,668,000	18.56

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,506,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 65,691,000	656,910	-
単元未満株式	普通株式 42,492	-	-
発行済株式総数	68,239,892	-	-
総株主の議決権	-	656,910	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式69株が含まれております。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
ニッコンホール ディングス株式会 社	東京都中央区 明石町6番17号	2,506,400	-	2,506,400	3.67
計	-	2,506,400	-	2,506,400	3.67

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

役員株式所有制度の概要

当社は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下、「取締役」といいます。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、当社の取締役を対象とする信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入について、2021年6月29日開催の第80回定時株主総会において決議しております。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付される、という株式報酬制度です。本制度は、毎事業年度に一定のポイントを付与する「固定部分」と、中期経営計画の対象となる期間における毎事業年度の業績目標の達成度等に応じてポイントを付与する「業績連動部分」から構成されております。

本制度においては、2022年3月31日で終了する事業年度から2023年3月31日で終了する事業年度までの2事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役に対して当社株式が交付されます。取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

なお、当社取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い、本信託の信託期間を延長し、本制度を継続することがあります。また、対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントが付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

役員に取得させる予定の株式の総数

未定（注）

（注）2021年6月29日開催の第80回定時株主総会において、対象期間中に、取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限は合計金80百万円とすること、また、当社が取締役に對して付与するポイント（役位及び業績目標の達成度等に応じて付与され、1ポイントは当社株式1株としております。）の総数は、1事業年度当たり27,000ポイントを上限とすることを決議しております。なお、業績指標については、「親会社株主に帰属する当期純利益」等、取締役会で決定する指標を用います。

当該役員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができるものの範囲

取締役

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	87	182,210
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(注)3	-	-	9,600	23,697,120
保有自己株式数	2,506,469	-	2,496,869	-

(注) 1 当期間における処理自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡しによる株式は含まれておりません。

2 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日からのこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び受渡しによる株式は含まれておりません。

3 当期間は、新株予約権の権利行使であります。

3【配当政策】

当社の利益配分につきましては、配当性向30%を目途とし、今後の収益予想、企業体質強化、配当性向などを総合的に勘案し、配当を行うことを基本方針としております。配当の支払回数につきましては、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当社は、2006年6月29日開催の定時株主総会において、機動的な利益還元ができるよう取締役会決議でも剰余金の配当を行うことができる旨の定款変更を行いました。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり67円（うち中間配当33円）の配当を実施することを決定しました。

この結果、当事業年度の配当性向は41.2%（当連結会計年度の連結配当性向は30.3%）となりました。

内部留保資金につきましては、各々の事業の競争力強化のための設備投資、財務体質強化資金に充て、グループの企業価値向上のため活用してまいります。

当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

（注） 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2020年11月6日 取締役会決議	2,169	33
2021年5月12日 取締役会決議	2,234	34

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、物流に関する一貫体制を整えた総合物流業者として、経営の健全性、順法性、迅速性を常に意識し、上場企業として株主、投資家の皆様をはじめ、取引先等の利害関係者から信頼される関係を築き、長期的に成長を継続し、企業価値を向上させていくことが重要と考え、企業活動を律する枠組み（コーポレート・ガバナンス）の環境整備とそれを有効に機能させるため、組織体制の整備・強化を行い、企業活動の透明性の確保に努めております。

内部統制の仕組みは、企業の健全性を守るための施策として、「行動指針」を制定し、コンプライアンス体制及びリスク管理体制を整備しております。

こうした事業活動を行うことによって、お客様・株主様・その他の皆様に対し、企業責任を果たし、社会の発展に寄与したいと考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会の監督機能を更に強化するとともに、意思決定の迅速化を図り、コーポレート・ガバナンスコードの一層の充実と、更なる企業価値の向上を図ることを目的として、2018年6月28日開催の定時株主総会の決議により監査等委員会設置会社に移行しました。

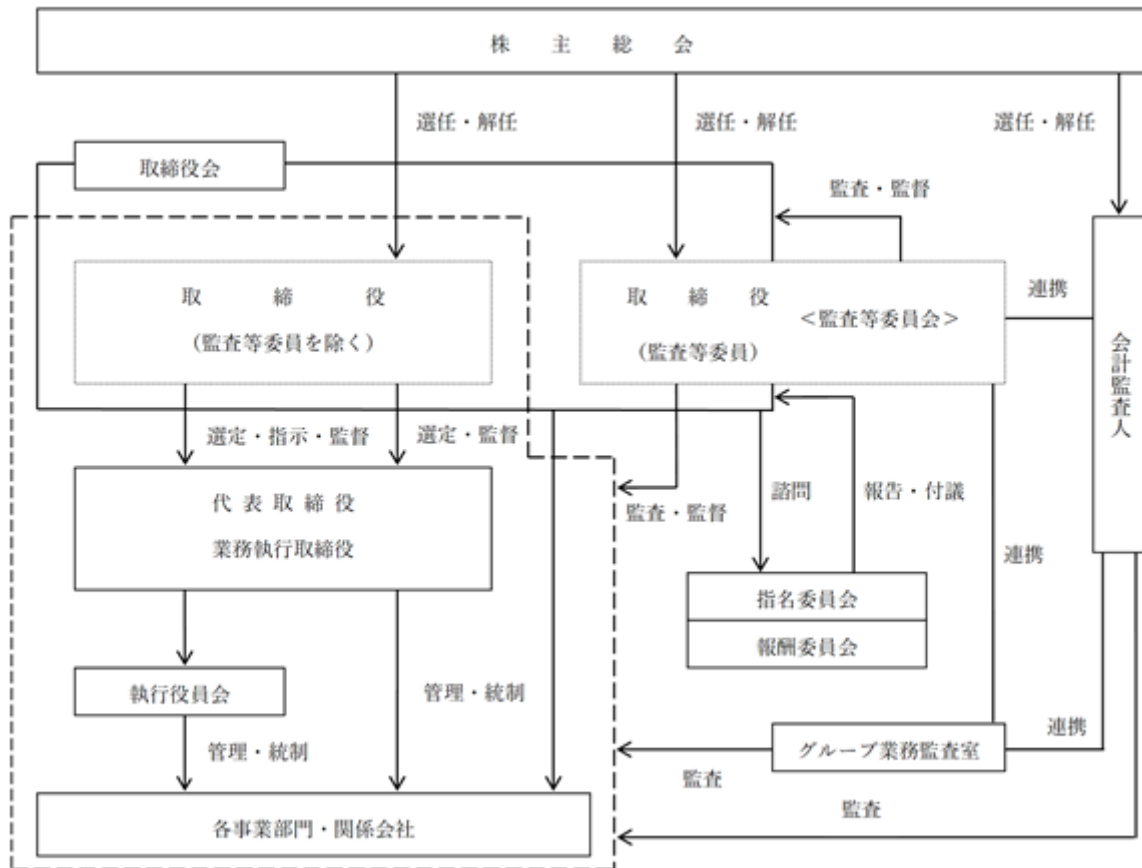
当社は、経営管理機構として取締役会・監査等委員会・会計監査人を設置しております。

取締役会は、代表取締役社長 黒岩正勝が議長を務めております。その他のメンバーとして、取締役 大岡誠司、取締役 畠田泰典、取締役 本橋秀浩、取締役 山田起王威、取締役 小林克典、取締役 高麗愛子、取締役 金子和孝、取締役 宮田英樹、取締役 味岡良行の取締役10名で構成されており、そのうち、小林克典、高麗愛子、宮田英樹、味岡良行の4名が社外取締役であります。重要事項の決裁を目的とした毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。重要決定事項の意思決定の迅速化を目的として経営戦略会議を毎月1回、報告及び情報交換等を目的とした執行役員会を毎月1回開催し、監督機能強化、審議・報告事項の充実、機動的な意思決定ができる体制としております。また、経営の意思決定、監督機能と業務執行の機能を分離し、意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化を図り、経営の効率化を高めるとともにコーポレート・ガバナンスの強化を図るため執行役員制度を導入しております。

監査等委員会は、監査等委員 金子和孝が委員長を務めており、その他のメンバーとして、監査等委員 宮田英樹、監査等委員 味岡良行の監査等委員3名で構成されており、そのうち、宮田英樹、味岡良行の2名が社外取締役であります。監査等委員会及び監査等委員ミーティングを開催し、その独立性や機能強化を図り、「監査等委員会規則」、「監査等委員会監査等基準」及び「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」に沿った監査体制としております。また、監査等委員については、取締役会その他重要な会議への出席、取締役及び各部門長等からの個別ヒアリング、また国内及び海外事業所の業務監査・報告等を通して、取締役の職務執行について十分監視できる体制としております。

当社は社外からのチェックという観点から、社外取締役4名による監視・監督をしております。従って、現在、経営監視機能の客観性及び中立性が確保されていると考えており、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できていると考えております。

コーポレート・ガバナンス体制図



企業統治に関するその他の事項

当社の内部統制のシステムは、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及びその子会社における業務の適正を確保するため、以下のとおり、「内部統制システム構築に関する基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図り、その維持に努めるものとします。

- a. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項（会社法施行規則第110条の4第1項第1号）
監査等委員会の職務の執行のために必要となる使用人（以下「補助使用人」という。）を置く。
- b. 補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項（同項第2号）
補助使用人は、監査等委員会の職務を補助する範囲内において、監査等委員である取締役の指揮命令に従う。
補助使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。
- c. 監査等委員会の使用補助人に対する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（同項第3号）
取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員である取締役の補助使用人に対する指揮命令を不当に制限しない。
- d. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制（同項第4号）
監査等委員である取締役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を聴取・把握するため、取締役会のほか、経営戦略会議その他の重要な会議又は委員会・報告会等に出席することができ、必要に応じて説明を求め、また、関係資料を閲覧することができる。
監査等委員である取締役に定期的に報告すべき事項（グループ会社を含む。）
経営・事業の遂行状況、財務状況
内部監査部門が実施した内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む。）
リスク及びリスク管理の状況
コンプライアンスの状況（事故・不正・苦情・トラブル）等

監査等委員である取締役が臨時的に報告すべき事項（グループ会社を含む。）

会社に著しい損害・被害・信用の低下、業績へ影響を及ぼす恐れのある事実

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に関して不正の行為、法令、定款に違反す

る 重大な事実

内部通報制度に基づき通報された事実

当局検査、外部監査の結果

当局から受けた行政処分等

重要な会計方針の変更、会計基準等の制定（改廃）

業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書の内容等

社内規則、規程、基準等に違反する重大な事実

その他、監査等委員である取締役又は監査等委員会が必要に応じて報告を求める事項

e．前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（同項第5号）

監査等委員会に前項に規定する報告を行ったニッコンホールディングスグループの取締役及び使用人等に対する人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。（同項第5号）

f．取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（同項第6号）

当社は、監査等委員会の職務執行について生ずる費用の前払又は債務の請求があった場合は速やかに支払う。

g．その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（同項第7号）

代表取締役は、監査等委員である取締役と定期的に会合をもち、当社の経営方針を説明するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取巻くリスクのほか、監査等委員である取締役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、監査等委員会との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員である取締役が会社の業務及び財産の状況の調査その他監査業務を遂行するにあたり、内部監査部門と緊密な関係を保ち、効率的な監査が実施できるよう、内部監査部門の体制と環境を整備する。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員である取締役が会計監査人と定期的な会合をもつほか、会計監査人の往査に立会うなど、会計監査人と緊密な関係を保ち、効率的な監査が実施できるよう、体制と環境を整備する。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員である取締役が監査を実施するにあたり必要な場合には、外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等）を活用することができるよう、体制と環境を整備する。

h．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第399条の13第1項第1号八前段）

取締役は、取締役会が定める「ニッコンホールディングスグループ基本理念」及び「ニッコンホールディングスグループ行動指針」に従い、法令及び定款を順守するとともに、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を醸成するため、取締役自らによる率先垂範と従業員への周知徹底に取り組む。

当社は、コンプライアンスと社会的責任を果たすことを経営の最重要課題と位置付け、コンプライアンスに関する諸施策については、これを法務部に一元的に主管させ、コンプライアンス体制及び内部統制の整備や推進活動を行い、コンプライアンスの徹底を図る。

当社のコンプライアンス体制は、取締役会、コンプライアンス推進委員会、グループ管理部及び各部門の責任者を中心に運営する。

コンプライアンス推進委員会は、コンプライアンスに関する社内規程に沿って、ニッコンホールディングスグループ全体におけるコンプライアンスに関する重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓発・教育を行う。また、必要に応じて取締役会に報告、助言を行う。

法務部は、コンプライアンス推進委員会の事務局を務めるとともに、コンプライアンス体制に関する企画、推進を担当する。

- i. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第110条の4第2項第1号）
取締役会等の議事録、稟議書その他の取締役の職務執行に係る情報は、社内規程（文書・情報の保管・管理に関する諸規程）を制定し、それに従い適切に保存・管理を行う。
上記社内規程には、保存・管理の対象とすべき情報の明確化、保存期間と管理方法、情報セキュリティポリシーの制定、情報の保存・管理のための組織の制定と必要な権限の付与、情報の漏えい、滅失又は紛失時の対応方法の制定を含む。
- j. 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制（同項第2号、同項第5号口）
当社は、ニッコンホールディングスグループ全体のリスク管理を体系的に実施するために「リスク管理規程」を定める。
当社は、その運用にあたって、リスク管理委員会を設置の上、リスク管理責任者を任命し、職務分掌の制定を行い、必要な権限を付与する。
リスク管理委員会は、ニッコンホールディングスグループ全体で予見されるリスクの識別・分析・評価、企業戦略と整合性を持ち経営環境の変化への対応力を備えたリスク管理、その具体的な計画の策定、リスク管理体制の有効性の検証、リスク管理に関する取締役会への報告事項の明確化等を行う。
ニッコンホールディングスグループのリスク管理責任者は、当社の「リスク管理規程」に則り、リスクの管理状況を当社リスク管理委員会に報告する。
リスク管理委員会は、定期的にニッコンホールディングスグループのリスク管理に関する事項を取締役に報告する。
- k. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（同項第3号）
当社は、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催する取締役会で決定を行う。
取締役会は、経営方針、法令で定められた事項、その他の経営に関する重要事項を決定し、経営計画及び各部門の業務計画等の進捗状況及び実施状況等を、定期的に監督する。
ニッコンホールディングスグループは、取締役の職務分担、各部門の職務分掌を明確にし、権限の付与により、取締役の職務執行の効率性を確保する。
- l. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（同項第4号、同項第5号ニ）
ニッコンホールディングスグループは、健全な事業活動を通して、お客様、株主様、地域の皆様に対し、企業責任を果たし、社会の発展に寄与する。この目的を達するため、ニッコンホールディングスグループは、2007年10月に制定した「ニッコンホールディングスグループ行動指針」を、全従業員が一丸となって実践する。
当社は、コンプライアンス等に関する情報の通報のため、「コンプライアンス ホットライン（社内外からの通報制度）」を設置する。コンプライアンス推進委員会は、同ホットラインで通報された案件を審議し、適正な対応を行う。
内部監査部門は、コンプライアンス体制の整備、有効性の検証を行う。
- m. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（同項第5号）
当社は、子会社を管理する専任部署を設置し、責任者を任命の上「関係会社規程」に基づき子会社の業務等を管理する体制とする。
子会社の取締役等は、子会社の事業及び業務の状況を定期的に当社の取締役に報告する。
子会社は、当社の内部監査部門及び監査等委員である取締役の監査の対象とする。
当社は、親会社である当社において、子会社が不当な行為を行わないように監視する体制、また、親会社が、不当な行為を子会社に指示したときに、子会社がそれに従わなくてもよい体制を整備する。
当社は、財務報告の信頼性を確保し、社会的な信用の維持向上に資するために必要な内部統制の体制を整備し、運用する。
- n. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
ニッコンホールディングスグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる暴力団等の反社会的勢力との関係を遮断するための体制を整備し、反社会的勢力とは、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨み、取引関係を含めて一切の関係をもたない。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

ニッコンホールディングスグループは、反社会的勢力排除に向け、各総務部門を対応部署とし、平素から、警察、弁護士等の外部の専門機関と緊密な関係を構築し、情報交換、各種研修への参加等により連携強化を図る。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

また、当社と会計監査人との間では、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める金額を限定とする契約を締結しております。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名以上11名以内とし、監査等委員である取締役は、4名以内（そのうち、過半数を社外取締役とする。）旨を定款で定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

a．自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して機動的に資本政策を遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

b．剰余金の配当

当社は、株主の皆様への機動的な利益還元ができるよう、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることとする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及びその選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性 9名 女性 1名 (役員のうち女性の比率10%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長 社長執行役員	黒岩 正勝	1951年2月2日生	1973年3月 当社入社 1981年9月 当社鈴鹿センター営業所長 1986年6月 当社取締役 1989年6月 当社常務取締役 1994年11月 A.N.I.LOGISTICS,LTD.社長 1999年6月 当社専務取締役 2003年1月 NK PARTS INDUSTRIES,INC.会長兼社長 2009年4月 当社営業本部長 2009年6月 当社代表取締役社長 2011年6月 当社代表取締役社長執行役員 2015年10月 当社代表取締役社長 社長執行役員(現在)	(注)3	400
代表取締役 専務執行役員	大岡 誠司	1960年6月30日生	1983年3月 当社入社 1992年10月 当社狭山梱包センター営業所課長 1998年8月 A.N.I.LOGISTICS,LTD.出向 2007年6月 当社KD梱包営業所長 2009年7月 当社梱包営業部長兼KD梱包営業所長 2011年4月 当社梱包営業部長兼東京事業部長 2011年6月 当社執行役員 2014年1月 当社梱包営業部長兼東京事業部長兼第五営業部長 2015年9月 当社執行役員退任 2015年10月 日本梱包運輸倉庫㈱執行役員 2016年4月 当社執行役員 2016年6月 当社取締役執行役員 2016年7月 当社国内事業部長(現在) 2017年6月 日本梱包運輸倉庫㈱代表取締役社長執行役員 2021年4月 当社取締役専務執行役員 2021年4月 日本梱包運輸倉庫㈱代表取締役社長(現在) 2021年6月 当社代表取締役専務執行役員(現在)	(注)3	15
取締役 常務執行役員	忞田 泰典	1959年3月9日生	1982年3月 当社入社 1997年11月 当社経理部次長 2000年6月 NK PARTS INDUSTRIES,INC.出向 2007年6月 当社経理部長(現在) 2009年10月 当社関係会社管理部長 2012年4月 当社執行役員 2012年6月 当社取締役執行役員 2019年4月 当社法務部長(現在) 2021年4月 当社取締役常務執行役員(現在)	(注)3	25
取締役 執行役員	本橋 秀浩	1965年1月14日生	1988年3月 当社入社 2010年7月 当社岡山営業所長 2014年6月 当社人事部長兼情報管理部長 2015年4月 当社執行役員 2015年4月 当社勤労部長兼健康開発センター長 2015年9月 当社執行役員退任 2015年10月 日本梱包運輸倉庫㈱執行役員 2020年4月 当社執行役員 2021年6月 当社取締役執行役員(現在)	(注)3	10

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 執行役員	山田 起王威	1956年5月6日生	1980年4月 三菱商事㈱入社 2001年4月 MC Metal Service Asia (Thailand) Co., Ltd. 社長 2009年11月 Solutions Usiminas 副社長 2016年4月 ㈱メタルワン常務執行役員 兼Metal One Holdings America, Inc. 社長 2017年4月 ㈱メタルワン副社長執行役員 兼Metal One Holdings America, Inc. 社長 2019年5月 当社入社 営業企画室長(現在) 2020年4月 当社執行役員 2021年6月 当社取締役執行役員(現在)	(注)3	1
取締役	小林 克典	1952年8月1日生	1978年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 1995年4月 第二東京弁護士会綱紀委員 2000年4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教 官 2004年4月 第二東京弁護士会司法修習委員会 委員長 日本弁護士連合会司法修習委員会 副委員長 2004年12月 ㈱整理回収機構企業再生委員第1 部会長 2005年10月 ㈱日立プラズマパテントライセン シング監査役 2006年4月 第二東京弁護士会常議会副議長 社会保険労務士紛争解決手続代理 業務試験委員 2007年4月 第二東京弁護士会司法制調査会委 員長 2007年6月 最高裁判所司法修習委員会幹事 2008年2月 第二東京弁護士会懲戒委員会副委 員長 2009年6月 三井金属エンジニアリング㈱社外 取締役 2009年12月 独立行政法人日本学生支援機構契 約監視委員会委員(現在) 2010年2月 第二東京弁護士会懲戒委員会委員 長 2014年6月 当社社外取締役(現在) 2016年4月 第二東京弁護士会監事	(注)3	4
取締役	高麗 愛子	1980年1月17日生	2007年12月 弁護士登録(東京弁護士会) ルネス総合法律事務所入所 2019年1月 ルネス総合法律事務所パートナー 弁護士(現在) 2021年6月 当社社外取締役(現在)	(注)3	-
取締役 監査等委員	金子 和孝	1955年9月7日生	1974年3月 当社入社 1997年4月 当社総務部長 2000年5月 ㈱オートテックジャパン常務 取締役 2005年6月 当社経理部次長 2006年7月 当社関係会社管理部長 2010年3月 当社経営企画室長 2010年6月 当社常勤監査役 2018年6月 当社取締役監査等委員(現在)	(注)4	27

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 監査等委員	宮田 英樹	1968年3月27日生	1990年4月 大和土地建物株式会社入社 1993年9月 お茶の水総合事務所入社(現:税 理士法人お茶の水税経) 1996年12月 税理士試験合格 1997年4月 宮田英樹税理士事務所代表 (現在) 1999年11月 社会福祉法人一寿会監事(現在) 2002年4月 有限会社資産経営研究所取締役 (現在) 2014年6月 経済産業省経営革新支援機関認定 (認定者:宮田英樹) 2016年6月 当社監査役 2018年6月 当社社外取締役監査等委員 (現在)	(注)4	5
取締役 監査等委員	味岡 良行	1952年11月30日生	1988年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 1988年4月 永野・真山法律事務所入所 1990年4月 土屋東一法律事務所入所 1993年9月 味岡法律事務所開設(現在) 2007年4月 武蔵野簡易裁判所民事調停委員 (現在) 2009年4月 2009年度第二東京弁護士会副会長 2015年4月 2015年度関東弁護士連合会常務理 事 2018年6月 当社社外取締役監査等委員 (現在)	(注)4	1
計					492

- (注) 1 取締役のうち、小林克典、高麗愛子、宮田英樹及び味岡良行は、社外取締役であります。
- 2 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
委員長 金子和孝 委員 宮田英樹 委員 味岡良行
- 3 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査等委員である取締役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 当社では、経営の意思決定、監督機能と業務執行の機能を分離し、意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化を図り、経営の効率化を高めるとともにコーポレート・ガバナンスの強化を図るために執行役員制度を導入しております。

なお、執行役員は18名で、うち5名が取締役を兼務しております。

役名	氏名	職名
社長執行役員	黒岩 正勝	日本梱包運輸倉庫㈱代表取締役会長 A.N.I.LOGISTICS,LTD.取締役会長、NIPPON KONPO(THAILAND)CO.,LTD.取締役会長 A.N.I.TRANSPORT,LTD.取締役会長、SIAM AUTO TECHNIC CO.,LTD.取締役会長
専務執行役員	大岡 誠司	国内事業部長、日本梱包運輸倉庫㈱代表取締役社長 日梱物流(中国)有限公司董事長、日梱重慶物流有限公司董事長
常務執行役員	忝田 泰典	経理部長、法務部長
執行役員	黒岩 慶太	日本運輸㈱代表取締役社長
	岡本 賢二	PT NIPPON KONPO INDONESIA取締役社長
	阿邊 隆司	日本梱包運輸倉庫㈱代表取締役副社長、エヌケイエンジニアリング㈱代表取締役社長
	長濱 英己	㈱メイコン代表取締役社長、㈱松久総合代表取締役会長
	増井 雅彦	中越テック㈱代表取締役社長、札幌新聞輸送㈱代表取締役社長 トランスポートジャパン㈱代表取締役社長、中越輸送㈱代表取締役社長
	加藤 善啓	㈱イトー急行代表取締役社長
	水町 靖之	NKP MEXICO,S.A. DE C.V.取締役会長 NK PARTS INDUSTRIES,INC.社長、NK AMERICA,INC.社長、NKA TRANSPORTATION,INC.社長 NKA LOGISTICS,INC.社長、NKA CUSTOMS SERVICE,INC.社長、AUTO TECHNIC AMERICAS,INC.社長
	高田 隆幸	㈱オートテックジャパン代表取締役社長
	重盛 真治	㈱日本陸送代表取締役社長、㈱テクニックサービス代表取締役社長
	松島 孝之	NIPPON KONPO VIETNAM CO.,LTD.取締役社長
	海野 克也	グループ業務監査室長、ニッコン情報システム㈱代表取締役社長
	本橋 秀浩	
	山田 起王威	営業企画室長 GINZAコンサルティング㈱代表取締役社長、NKインターナショナル㈱代表取締役社長
	嘉屋本 敦	
上村 仁志	海外事業部長	

社外役員の状況

- a. 社外取締役の員数並びに会社と各社外取締役の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係
当社は、社外取締役4名を選任しております。

社外取締役の小林克典氏は弁護士であります。当社と同氏は過去に一切の取引関係はなく、独立性を確保しており、一般株主と利益相反の生じる恐れは無いと判断します。同氏は弁護士としての経験・知識が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行する上で適任であり、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役として選任しております。なお、同氏は当社の発行済株式4,489株を保有しております。

社外取締役の高麗愛子氏は弁護士であります。当社と同氏は過去に一切の取引関係はなく、独立性を確保しており、一般株主と利益相反の生じる恐れは無いと判断します。同氏は弁護士として企業法務の実務に長年にわたり携わり、専門的な知見並びに幅広い知識と経験を活かし、当社のコーポレートガバナンスの強化やダイバーシティについての確かな助言をいただくとともに、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し社外取締役として選任しております。なお、同氏は当社の発行済株式は保有しておりません。

社外取締役の宮田英樹氏は税理士であります。当社と同氏は過去に一切の取引関係はなく、独立性を確保しており、一般株主と利益相反の生じる恐れは無いと判断します。同氏は税理士としての専門的な知識及び豊か

な経験等を有し、企業会計に精通しております。これらの経験に基づき、当社の監査等の体制の強化に適切な人材と判断し、社外取締役として選任しております。なお、同氏は当社の発行済株式5,675株を保有しております。

社外取締役の味岡良行氏は弁護士であります。当社と同氏は過去に一切の取引関係はなく、独立性を確保しており、一般株主と利益相反の生じる恐れは無いと判断します。同氏は弁護士としての専門的な知識を有しております。これらの経験に基づき、当社の監査等の体制の強化に適切な人材と判断し、社外取締役として選任しております。なお、同氏は当社の発行済株式1,285株を保有しております。

上記以外に社外取締役と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

b. 社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針について

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提として、当社グループの事業・経営環境及び企業理念を十分に理解していただき、誠実な人格で幅広い見識・経験を基に当社の経営に対して公平・公正かつ適切な指導・助言をいただくことで、経営体制をさらに強化できることと考え、以下の要件のいずれにも該当しない者が独立性を有するものと判断しております。

1. 当社グループの主要な取引先（注1）の業務執行者、又は当社グループを主要な取引先とする会社の業務執行者
2. 直近の事業年度末において、当社の連結総資産の2%を超える借入額がある当社グループの借入先の業務執行者
3. 直近3事業年度において、出資比率10%以上を超える当社の主要株主、若しくは上位10位以内の株主及び出資先の業務執行者
4. 直近3事業年度において、当社から平均して年間1,000万円を超える報酬を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
5. 過去5年間において、上記1.から4.に該当していた者
6. 当社及び連結子会社の取締役等の配偶者又は二親等以内の親族
7. 通算の在籍期間が8年を超える者

（注）1 主要な取引先とは、当社グループの取引先であって、その年間取引金額が直近3事業年度において、当社の連結売上又は相手方の連結売上の2%を超えるものをいう。

c. 社外取締役の機能・役割、監査等委員である社外取締役の選任状況についての考え方

当社は、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）を2名選任しており、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化を図っております。また、監査等委員である社外取締役を2名選任しており、監査等委員である社外取締役2名を含む3名で監査等委員会を構成し、社内とは独立したチェック機関として十分に機能する体制を整えております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員である社外取締役は、監査等の体制の独立性及び中立性を一層高めるために、積極的に監査等に必要情報の入手に心掛けており、常勤の監査等委員からは、重要な社内会議で得た情報及び内部監査部門であるグループ業務監査室からの内部監査報告書等の情報、並びに会計監査人からの監査の状況や内部統制の状況が監査等委員会において伝達され、全監査等委員で共有しております。また、取締役会に対しては忌憚のない質問をして、又は意見を述べております。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く）は、取締役会を通じ監査等委員会監査、内部監査、会計監査及び内部統制についての情報を入手しており、適宜意見交換を行うことで取締役会の監督機能の強化を図っております。

(3)【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

a. 監査等委員会の組織、人員及び手続

当社の監査等委員会は常勤監査等委員1名、社外監査等委員2名で構成されており、各監査等委員の経歴等は以下のとおりであります。

役職名	氏名	経歴等	監査等委員会出席回数
常勤監査等委員	金子 和孝	当社に入社以来、総務部長及び経営企画室長等の職歴から当社に関する様々な知見を有しております。	開催15回 / 出席15回 (100%)
社外監査等委員	宮田 英樹	税理士として専門的な知識・経験等をもって、財務・会計に関して高い見識を有しております。	開催15回 / 出席14回 (93%)
社外監査等委員	味岡 良行	弁護士として培われた高度な専門知識を有し、コーポレート・ガバナンスに高い見識を有しております。	開催15回 / 出席15回 (100%)

監査等委員会の監査については、監査方針及び監査計画に基づき、コンプライアンス・リスク管理等、内部統制システムの運用状況の監視・検証を重点項目とし、内部監査部門等から監査結果について定期的かつ随時に報告を受け、必要があると認めたときは内部監査部門に調査を求め、その内容を検証するなど組織的かつ効率的に職務を執行しております。

b. 監査等委員会の活動状況

監査等委員会の開催頻度は、月1回を定期開催とし当事業年度の開催は臨時開催を含め15回、平均時間は40分程度であり、以下の決議及び報告等を行っております。

決議事項：監査等委員会の監査方針・監査計画、会計監査人の監査報酬の決定同意、会計監査人の評価及び再任の相当性判断、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任についての意見、監査等委員会監査報告書内容の決定。

報告事項：コンプライアンス推進委員会からの報告内容の情報共有（監督官庁等による臨検状況・内部通報の実績等）、グループ各社の係争中の訴訟案件、グループ各社の従業員の不祥事案報告、他。

常勤監査等委員の活動内容は以下のとおりです。

- ・取締役会、経営戦略会議、執行役員会、リスク管理委員会、コンプライアンス推進委員会などの重要会議への出席。
- ・直近の出来事、問題点、経営方針等の確認及び意見交換を目的とした代表取締役との懇談会の実施。（毎月1回、1時間程度）
- ・取締役会議事録、稟議書、契約書等の重要な決裁書類の閲覧。
- ・監査の結果報告及び意見交換を目的とした会計監査人との定例会（年10回程度）への出席。
- ・事業及び財産の状況の確認を目的とし、四半期ごとに開催される中核事業子会社本社部門のヒアリングへの出席。
- ・事業及び財産の状況、コンプライアンスの順守状況及び訴訟案件等の確認を目的とし、その他子会社の事業報告会（年2回開催）への出席。
- ・監査の実績状況確認及び意見交換を目的とした子会社監査役との情報連絡会（年2回）への出席。
- ・内部統制評価の状況及び対応状況の確認を目的とした内部監査部門との情報交換会の実施。

内部監査の状況

内部監査についてはグループ業務監査室の2名が担当し、社内全部門及び子会社における組織運営及び業務の状況が、法令、会社の方針、基準、手続き等に基づき、適正かつ効率的に運営されているか否かを調査・評価しております。その調査方法としては、実地調査を原則としておりますが、コロナ禍によりリモートでの調査や、必要に応じて関係部門からの意見も聴取しております。また、指摘事項の改善がなされたかの確認についてのフォローも行って適正な内部監査に努めております。

グループ業務監査室と監査等委員は、定期的に情報交換を行っているほか、会計監査人である監査法人と監査実施内容及び監査結果に関する情報交換会を定期的に実施し、緊密な連携を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

1996年3月期以降

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：文倉辰永、田坂真子

d. 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名、会計士試験合格者等 4名、その他 10名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定に際しては、監査の実施体制、監査計画及び監査報酬の見積額の妥当性、世界的なネットワークがあること、過去の監査実績等を踏まえ、総合的に判断しております。

監査等委員会は、会計監査人の監査品質、独立性、職務遂行状況などを総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確認できないと認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決議いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っており、同監査法人による会計監査が、従前から独立の立場を保持し、適正に実施されていることを確認しております。

また、監査等委員会は会計監査人の再任に関する確認決議をしており、その際には日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、総合的に評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	56	12	57	2
連結子会社	17	-	18	-
計	74	12	75	2

前連結会計年度における非監査業務に基づく報酬の内容は、財務及び税務デューデリジェンス業務及び社債発行に係るコンフォートレター作成業務であります。

当連結会計年度における非監査業務に基づく報酬の内容は、社債発行に係るコンフォートレター作成業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMG）に対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	-	1	-	-
連結子会社	1	4	-	1
計	1	5	-	1

前事業年度の当社における非監査業務の内容は、B E P S 対応税務アドバイザー業務であります。

連結子会社における非監査業務の内容は、在外子会社の税務アドバイザー業務であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度及び当連結会計年度において、当社の連結子会社が当社の監査公認会計士等と同一のネットワーク以外に属している監査公認会計士等へ支払っている監査証明業務に基づく報酬に重要なものはありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士等から受領する監査計画、監査品質の維持・向上及び効率的な監査の実施の観点から、当社と会計監査人で協議し、監査等委員会による事前の同意を得て決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、過去の会計監査人が行った監査項目別監査時間及び監査報酬の実績推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬の見積りの妥当性について分析、検討したうえで会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役報酬は、固定報酬と業績連動報酬である役員賞与から構成されております。ただし、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬のみとしております。

固定報酬は月額報酬及び役員手当で構成され、常勤、非常勤により支給内容、金額の配分を明確にしております。月額固定報酬は前回の改定から2年経過した取締役（社外取締役を除く。）について物価上昇率を勘案して決定しております。また、役員手当は当社常勤取締役（監査等委員である取締役を除く。）のみに支給しております。

業績連動報酬である役員賞与に係る指標は、将来の投資や株主還元の出発点となる指標である「親会社株主に帰属する当期純利益」としており、その配分は一定割合を乗じた額を目途に株主総会終了後に支給しております。なお、株式報酬は行っておりません。

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の個人別の固定報酬、業績連動報酬の割合は、上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトが高くなるようになっております。なお、非金銭報酬は支給していません。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第77回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分年額24百万円以内とし、業績連動報酬を含み、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない。）と決議されております。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第77回定時株主総会において年額72百万円以内と決議されており、監査等委員である取締役の各報酬額は、監査等委員の協議により決定しております。

当社は2020年1月10日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会の設置を決議いたしました。報酬委員会は委員3名以上で構成し、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数は独立社外取締役としております。2020年4月1日開始の事業年度から当社の取締役の個人別の報酬等については、取締役会の諮問に基づき、任意の報酬委員会での協議を経て取締役会での決議により決定しております。

2021年6月29日開催の第80回定時株主総会において、株式給付信託を用いた株式報酬制度の導入が決議され、2021年7月1日から当社の取締役報酬は、固定報酬（役員手当は廃止。）と業績連動報酬である役員賞与及び非金銭報酬である株式報酬により構成されます。ただし、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬のみとしております。これは、役位及び取締役会によって決定される各事業年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」の中期経営計画目標値の達成度等に応じて算出されたポイントに相当する株式等を退任時に支給するもので、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、その制度の内容は以下のとおりです。

〔交付する財産の種類〕

制度対象者は、当社株式及び当社株式に代わる金銭の交付を受けるものとします。

〔交付する当社株式の数〕

本信託の受益権を取得した各受益者に交付される当社株式の数は、当該受益者に付与されたポイントにつき、1ポイント当たり当社株式1株として算出した数とします。ただし、当社株式について、株式分割、株式併合、株式無償割当て等、1ポイント当たりの交付株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じた合理的な調整を行うものとします。

なお、以下のとおり、当社株式の交付に代えて金銭の交付をする場合があります。

- ・制度対象者に交付される当社株式の数に0.7を乗じた数（単元株数未満切り上げ。）を控除した数については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で、当社株式の交付に代えて、当該株式数の当社株式の時価相当額の金銭を交付するものとします。
- ・制度対象者が合理的な理由により当社が指定する証券会社に株式の振替口座を開設すること又は開設した株式の振替口座に対する株式の振替が困難な場合には、交付すべき当社株式の100%相当の数の当社株式について、当社株式の交付に代えて、当該株式数の当社株式の時価相当額の金銭を交付するものとします。
- ・制度対象者が死亡した場合、その遺族が本信託の受益権を取得した場合には、当該遺族に対し、当該制度対象者に付与されたポイントのうち当該会社株式の数に0.7を乗じた数（単元株数未満切り上げ。）を控除した数の当社株式については、当社株式の交付に代えて、当該株式数の当社株式の時価相当額の金銭を交付するものとします。

〔評価対象期間（ 1 ）に対する報酬として付与されるポイントの算定式〕

付与ポイント = 固定付与ポイント + 業績連動付与ポイント

（ 1 ）評価対象期間は、各事業年度（毎年4月1日から翌年3月末日まで）の期間（ただし、初回の評価対象期間は2021年4月1日から2022年3月末日までの期間）とします。

(1)固定付与ポイントは、次に定める数とします。

固定付与ポイント（小数点以下切り上げ）= 当該評価対象期間に属する各暦月（ 2 ）における月次計算基礎ポイント（ 3 ）の合計

（ 2 ）ただし、初回の評価対象期間については、2021年4月、5月、6月を含まないものとします。

（ 3 ）月次計算基礎ポイント = 役員別基礎金額（ 4 ）÷12÷ポイント付与時点における当社株式の取得平均単価

（ 4 ）役員別基礎金額 は各暦月の役位に応じて以下の表のとおりとします。なお、暦月の1日でも在任していれば当該暦月における役員別基礎金額 は以下の表のとおりとします。ただし、就任月については0円とし、役員変更月は変更前の役位によるものとします。

役位	役員別基礎金額（円）
代表取締役社長 社長執行役員	12,000,000
代表取締役 副社長執行役員	6,300,000
代表取締役 専務執行役員	5,600,000
代表取締役 執行役員	4,680,000
代表取締役	4,420,000
取締役 専務執行役員	5,000,000
取締役 常務執行役員	4,000,000
取締役 執行役員	2,700,000
取締役	2,400,000

(2)業績連動付与ポイントは、次に定める数とします。ただし、当該評価対象期間の末日時点において制度対象者として在任していない場合には、業績連動付与ポイントは0とします。

業績連動付与ポイント（小数点以下切り上げ）= 当該評価対象期間に属する各暦月（ 2 ）における月次計算基礎ポイント（ 5 ）の合計×業績連動係数（ 6 ）

（ 5 ）月次計算基礎ポイント = 役員別基礎金額（ 7 ）÷12÷ポイント付与時点における当社株式の取得平均単価

（ 6 ）業績連動係数は、当該評価対象期間に係る事業年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」（当社の有価証券報告書に記載される「親会社株主に帰属する当期純利益」をいいます。以下同様です。）が当社の目標値（取締役会で決定される各事業年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」の中期経営計画目標値）を達成した場合には1、未達成の場合は0とします。なお、初回の中期経営計画2年目である2022年3月期の「親会社株主に帰属する当期純利益」の目標値は155億円、最終年度である2023年3月期の「親会社株主に帰属する当期純利益」の目標値は165億円です。

- (7) 役員別基礎金額 は各暦月の役員に応じて以下の表のとおりとします。なお、暦月の1日でも在任していれば当該暦月における役員別基礎金額 は以下の表のとおりとします。ただし、就任月については0円とし、役員変更月は変更前の役員とします。

役員	役員別基礎金額 (円)
代表取締役社長 社長執行役員	1,200,000
代表取締役 副社長執行役員	630,000
代表取締役 専務執行役員	560,000
代表取締役 執行役員	468,000
代表取締役	442,000
取締役 専務執行役員	500,000
取締役 常務執行役員	400,000
取締役 執行役員	270,000
取締役	240,000

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役員ほど業績連動報酬、株式報酬のウエイトが高まる構成としております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	166	116	50	-	6
監査等委員（社外取締役を除く）	16	16	-	-	1
社外役員	18	18	-	-	4

(注) 当社は、2019年4月5日開催の取締役会において、ストックオプション制度の廃止を決議いたしました。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、もっぱら株式の価値の変動又は配当金の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、取引先との円滑で長期的な関係の構築や事業上の協力関係の維持・強化等を目的として、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められる株式を政策保有目的の株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、物流事業を安定して維持するには長期的なパートナーの存在が不可欠と考えております。政策保有株式につきましては、取引関係の維持・強化、業務提携等により相互の企業連携が高まることで、企業価値向上に繋がる取引先企業の株式を対象とすることを基本としております。

政策保有株式につきましては、保有に伴う損益やリスク、資本コスト等を観点に、毎年取締役会で検証し、上記の政策保有目的に合致しなくなった株式につきましては、適宜・適切に縮減します。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	23
非上場株式以外の株式	25	18,662

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	1	6	取引先持株会を通じた株式の取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	4	716

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
本田技研工業(株)	3,498,875	3,496,515	主に物流事業に係る取引を行っており、 営業取引の維持・強化を図るため保有し ております。 当社は同社の取引先持株会に加入して おり、当事業年度において2,360株を取 得しております。	有
	11,612	8,496		
セイノーホールディングス(株)	921,000	921,000	業務提携を通じ当社の成長戦略・企業 価値の向上に資するため保有してあり ます。	有
	1,420	1,080		
永大産業(株)	704,000	704,000	主に物流事業に係る取引を行っており、 営業取引の維持・強化を図るため保有し ております。	有
	209	194		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	507,617	507,617	金融取引の円滑化のため保有してあり ます。	無 注2
	300	204		
(株)ミツバ	461,000	461,000	主に物流事業に係る取引を行っており、 営業取引の維持・強化を図るため保有し ております。	有
	312	193		
アイカ工業(株)	412,000	412,000	主に物流事業に係る取引を行っており、 営業取引の維持・強化を図るため保有し ております。	有
	1,643	1,275		
センコン物流(株)	383,600	405,700	東北地区の事業拡大を目的として保有し ております。	有
	305	263		
井関農機(株)	341,700	341,700	主に物流事業に係る取引を行っており、 営業取引の維持・強化を図るため保有し ております。	有
	563	389		
平田機工(株)	272,400	272,400	主に物流事業に係る取引を行っており、 営業取引の維持・強化を図るため保有し ております。	有
	1,868	1,254		
(株)みずほフィナンシャルグループ	18,130	181,300	金融取引の円滑化のため保有してあり ます。	無 注3
	28	22		
日東工業(株)	150,400	150,400	主に物流事業に係る取引を行っており、 営業取引の維持・強化を図るため保有し ております。	有
	305	260		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)ケーヒン	-	144,000	主に物流事業に係る取引を行っており、 営業取引の維持・強化を図るため保有して おりましたが、当事業年度に売却して おります。	有
	-	363		
日信工業(株)	-	135,400	主に物流事業に係る取引を行っており、 営業取引の維持・強化を図るため保有して おりましたが、当事業年度に売却して おります。	有
	-	298		
大崎電気工業(株)	118,000	118,000	主に物流事業に係る取引を行っており、 営業取引の維持・強化を図るため保有して おります。	有
	71	63		
(株)武蔵野銀行	-	9,000	金融取引の円滑化のため保有してありま したが、当事業年度に売却してありま す。	無
	-	12		
住友ゴム工業(株)	4,200	4,200	主に物流事業に係る取引を行っており、 営業取引の維持・強化を図るため保有して おります。	有
	5	4		
SOMPOホール ディングス(株)	2,000	2,000	保険業務における関係維持・強化を図る ため保有しております。	無 注4
	8	6		
積水化学工業(株)	1,000	1,000	物流事業に関する業界動向等の情報収集 を行うため保有しております。	無
	2	1		
NTN(株)	1,000	1,000	物流事業に関する業界動向等の情報収集 を行うため保有しております。	無
	0	0		
ニッコー(株)	1,000	1,000	物流事業に関する業界動向等の情報収集 を行うため保有しております。	無
	0	0		
シップヘルスケア ホールディングス(株)	100	100	物流事業に関する業界動向等の情報収集 を行うため保有しております。	無
	0	0		
TOTO(株)	100	100	物流事業に関する業界動向等の情報収集 を行うため保有しております。	無
	0	0		
(株)ブリヂストン	100	100	物流事業に関する業界動向等の情報収集 を行うため保有しております。	無
	0	0		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
MS & A Dインシュアランスグループホールディングス(株)	100	100	保険業務における関係維持・強化を図るため保有しております。	無 注5
	0	0		
(株)ユタカ技研	100	100	物流事業に関する業界動向等の情報収集を行うため保有しております。	無
	0	0		
(株)エフテック	100	100	物流事業に関する業界動向等の情報収集を行うため保有しております。	無
	0	0		
(株)イトーキ	100	100	物流事業に関する業界動向等の情報収集を行うため保有しております。	無
	0	0		
三菱自動車工業(株)	100	100	物流事業に関する業界動向等の情報収集を行うため保有しております。	無
	0	0		

(注) 1 当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載いたします。当社は、取締役会において個別の保有株式についてその意義を検証しており、現状保有する株式はいずれも保有方針に沿っていることを確認しております。

- 2 保有銘柄の子会社である(株)三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行(株)、三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)は、当社の株式を保有しております。
- 3 保有銘柄の子会社であるみずほ証券(株)は、当社の株式を保有しております。
- 4 保有銘柄の子会社である損害保険ジャパン(株)は、当社の株式を保有しております。
- 5 保有銘柄の子会社である三井住友海上火災保険(株)は、当社の株式を保有しております。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	31,502	31,399
受取手形及び売掛金	32,463	33,380
電子記録債権	3,619	3,704
有価証券	896	951
商品及び製品	3	-
原材料及び貯蔵品	452	408
その他	4,542	4,713
貸倒引当金	15	15
流動資産合計	73,464	74,542
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	186,986	197,057
減価償却累計額	100,156	104,943
建物及び構築物(純額)	86,829	92,114
機械装置及び運搬具	48,897	51,357
減価償却累計額	40,774	43,059
機械装置及び運搬具(純額)	8,122	8,298
工具、器具及び備品	8,216	8,622
減価償却累計額	6,846	7,401
工具、器具及び備品(純額)	1,370	1,220
土地	94,000	103,966
リース資産	647	551
減価償却累計額	460	458
リース資産(純額)	187	92
建設仮勘定	5,203	8,236
有形固定資産合計	195,714	213,928
無形固定資産		
投資その他の資産	2,007	2,073
投資有価証券	1 17,483	1 22,191
長期貸付金	803	668
繰延税金資産	3,508	3,409
その他	2 4,575	2 5,399
貸倒引当金	67	73
投資その他の資産合計	26,303	31,595
固定資産合計	224,024	247,596
資産合計	297,489	322,139

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11,265	9,799
電子記録債務	4,222	5,521
短期借入金	3,869	3,843
1年内償還予定の社債	10,000	-
リース債務	104	67
未払法人税等	4,217	4,186
賞与引当金	3,609	3,785
役員賞与引当金	213	183
設備関係支払手形	2,872	242
営業外電子記録債務	1,043	6,470
その他	13,055	12,168
流動負債合計	54,474	46,269
固定負債		
社債	20,000	40,000
長期借入金	18,746	15,033
リース債務	99	34
繰延税金負債	3,967	5,570
退職給付に係る負債	5,218	5,088
役員退職慰労引当金	384	395
その他	1,302	1,457
固定負債合計	49,718	67,579
負債合計	104,193	113,848
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,316	11,316
資本剰余金	12,332	12,332
利益剰余金	170,254	180,131
自己株式	6,186	6,187
株主資本合計	187,716	197,593
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,948	10,295
為替換算調整勘定	1,520	187
退職給付に係る調整累計額	363	46
その他の包括利益累計額合計	5,064	10,154
新株予約権	320	320
非支配株主持分	194	222
純資産合計	193,296	208,290
負債純資産合計	297,489	322,139

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高		
運送収入	93,647	84,553
倉庫収入	31,056	32,083
梱包収入	46,882	40,136
その他の収入	27,926	25,763
売上高合計	199,512	182,536
売上原価		
運送原価	83,711	75,767
倉庫原価	21,943	22,851
梱包原価	40,638	35,464
その他の原価	22,311	20,883
売上原価合計	168,605	154,966
売上総利益	30,906	27,569
販売費及び一般管理費		
人件費	6,123	5,782
賞与引当金繰入額	343	394
役員賞与引当金繰入額	213	183
退職給付費用	140	124
役員退職慰労引当金繰入額	110	63
減価償却費	502	552
租税公課	1,209	1,276
旅費及び交通費	319	165
貸倒引当金繰入額	33	1
その他	1,895	1,601
販売費及び一般管理費合計	10,015	9,378
営業利益	20,890	18,191
営業外収益		
受取利息	107	77
受取配当金	644	488
受取賃貸料	89	76
持分法による投資利益	472	484
為替差益	-	164
助成金収入	325	320
受取補償金	15	781
雑収入	669	386
営業外収益合計	2,324	2,780
営業外費用		
支払利息	190	205
為替差損	270	-
社債発行費	55	97
控除対象外消費税等	97	60
雑支出	76	34
営業外費用合計	690	398
経常利益	22,525	20,572

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	1,894	1,416
投資有価証券売却益	1,036	372
退職給付制度改定益	-	167
特別利益合計	1,931	956
特別損失		
固定資産売却損	2,31	2,33
固定資産除却損	3,9	3,77
投資有価証券評価損	0	-
投資有価証券売却損	3	-
減損損失	4,9	-
災害による損失	-	21
特別損失合計	54	131
税金等調整前当期純利益	24,401	21,397
法人税、住民税及び事業税	7,633	6,771
法人税等調整額	39	64
法人税等合計	7,673	6,836
当期純利益	16,728	14,560
非支配株主に帰属する当期純利益	6	16
親会社株主に帰属する当期純利益	16,721	14,544

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	16,728	14,560
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,343	3,347
為替換算調整勘定	1,143	1,332
退職給付に係る調整額	468	409
持分法適用会社に対する持分相当額	17	17
その他の包括利益合計	4,037	5,106
包括利益	12,691	19,667
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	12,702	19,633
非支配株主に係る包括利益	10	33

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,316	12,332	158,372	4,767	177,253
当期変動額					
剰余金の配当			4,818		4,818
親会社株主に帰属する 当期純利益			16,721		16,721
自己株式の取得				1,475	1,475
自己株式の処分			21	55	33
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	-	11,881	1,419	10,462
当期末残高	11,316	12,332	170,254	6,186	187,716

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算調整 勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合 計			
当期首残高	10,291	375	831	9,084	354	208	186,900
当期変動額							
剰余金の配当							4,818
親会社株主に帰属する 当期純利益							16,721
自己株式の取得							1,475
自己株式の処分							33
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,343	1,144	468	4,019	33	13	4,067
当期変動額合計	3,343	1,144	468	4,019	33	13	6,395
当期末残高	6,948	1,520	363	5,064	320	194	193,296

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,316	12,332	170,254	6,186	187,716
当期変動額					
剰余金の配当			4,667		4,667
親会社株主に帰属する 当期純利益			14,544		14,544
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	-	9,877	0	9,876
当期末残高	11,316	12,332	180,131	6,187	197,593

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算調整 勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合 計			
当期首残高	6,948	1,520	363	5,064	320	194	193,296
当期変動額							
剰余金の配当							4,667
親会社株主に帰属する 当期純利益							14,544
自己株式の取得							0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,347	1,332	409	5,089		27	5,117
当期変動額合計	3,347	1,332	409	5,089	-	27	14,994
当期末残高	10,295	187	46	10,154	320	222	208,290

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	24,401	21,397
減価償却費	10,413	10,630
賞与引当金の増減額(は減少)	281	167
役員賞与引当金の増減額(は減少)	11	29
貸倒引当金の増減額(は減少)	31	5
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	216	452
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	65	11
受取利息及び受取配当金	751	566
支払利息	189	205
持分法による投資損益(は益)	472	484
固定資産売却損益(は益)	862	382
投資有価証券売却損益(は益)	1,033	372
売上債権の増減額(は増加)	1,091	742
その他の資産の増減額(は増加)	397	759
仕入債務の増減額(は減少)	37	167
その他の負債の増減額(は減少)	1,461	968
その他	704	467
小計	32,559	29,447
利息及び配当金の受取額	1,372	764
利息の支払額	189	205
法人税等の支払額	7,841	6,776
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,901	23,229
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	778	49,505
定期預金の払戻による収入	771	49,215
有価証券の取得による支出	5,444	701
有価証券の売却及び償還による収入	5,856	877
有形固定資産の取得による支出	22,440	25,985
有形固定資産の売却による収入	1,231	762
無形固定資産の取得による支出	368	394
投資有価証券の取得による支出	89	438
投資有価証券の売却による収入	1,617	861
貸付けによる支出	520	207
貸付金の回収による収入	118	343
関係会社株式の取得による支出	-	115
その他	177	116
投資活動によるキャッシュ・フロー	19,867	25,402

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	177	-
短期借入金の返済による支出	197	-
長期借入れによる収入	-	130
長期借入金の返済による支出	3,885	3,869
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	5,000	-
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	5,000	-
自己株式の取得による支出	1,475	0
社債の発行による収入	10,000	20,000
社債の償還による支出	-	10,000
配当金の支払額	4,818	4,667
非支配株主への配当金の支払額	5	5
その他	379	113
財務活動によるキャッシュ・フロー	584	1,473
現金及び現金同等物に係る換算差額	102	246
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	5,347	453
現金及び現金同等物の期首残高	25,231	30,820
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	241	-
現金及び現金同等物の期末残高	30,820	30,366

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社は51社であり、主要な連結子会社は次のとおりであります。

日本梱包運輸倉庫(株)

(株)日本陸送

(株)メイコン

日本運輸(株)

(株)オートテックジャパン

中越テック(株)

NK PARTS INDUSTRIES, INC.

(2) 非連結子会社は(株)セフテック他18社であります。

非連結子会社は総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金等(持分に見合う額)の観点からみていずれも小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないので連結の範囲から除外したものであります。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社9社及び関連会社富田 日梱儲運(広州)有限公司、CARGA Y LOGISTICA ESPECIALIZADA S.A. DE C.V.及び日本陸送(株)に対する投資については、持分法を適用しております。

なお、非連結子会社NKV LOGISTICS LTD.、KOLAR LOGISTICS AGENT PRIVATE LTD.、TAPUKARA LOGISTICS AGENT PRIVATE LTD.、NIPPON KONPO VIETNAM REAL ESTATE CO.,LTD.、PT.NK INDO LOGISTIK、PT.NKI GUDANG KEMAS、NIPPON KONPO (MALAYSIA)SDN.BHD.、築地リアルエステート(株)、(株)太田国際貨物ターミナル及び関連会社S&Nロジスティクス(株)、広州東風日梱物流有限公司については、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金等(持分に見合う額)の観点からみていずれも小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないので持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、日梱物流(中国)有限公司、日梱重慶物流有限公司、NKP MEXICO, S.A. DE C.V.及びNK LOGISTICA MEXICO, S.A. DE C.V.の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

a 満期保有目的の債券...償却原価法(定額法)

b その他有価証券

時価のあるもの...決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの...主に移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

運用目的の金銭の信託

時価法

たな卸資産

原材料...主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品...主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しており、取得価額が100千円以上200千円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械装置及び運搬具 4～17年

工具、器具及び備品 4～10年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、当社及び連結子会社のソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。

役員退職慰労引当金

一部の連結子会社においては、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金の内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、各連結会計年度の発生額について発生年度に費用処理することとしております。

（追加情報）

一部の連結子会社は、2021年4月から導入した60歳から65歳への定年延長に伴う退職給付制度の変更を行いました。この制度変更に伴い、退職給付債務が167百万円減少し、過去勤務費用が同額発生しております。

過去勤務費用については、当連結会計年度において発生額を一括処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....金利スワップ及び為替予約

ヘッジ対象.....借入金及び売掛金

ヘッジ方針

金利リスク及び為替リスクをヘッジする目的に限定しております。

ヘッジの有効性の評価

ヘッジの開始時から有効性判定の時点までの期間において、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。また、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない、取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用として処理しております。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の財務諸表に計上した金額

（単位：百万円）

	当連結会計年度
有形固定資産	213,928
無形固定資産	2,073

当連結会計年度においては、倉庫事業、梱包事業及びテスト事業の一部の主要な事業拠点において、主要顧客の属する産業の低迷により、継続して営業損益がマイナスとなっていることから減損の兆候が認められました。そのため、割引前将来キャッシュ・フローの算出を行いました。いずれの事業拠点においても帳簿価額を上回ったことから減損損失を認識しておりません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、各事業拠点が所有する固定資産について、他の資産又は資産のグループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位でグルーピングを行っております。

期末日ごとに減損の兆候の有無を判定し、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の可否を判定します。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

将来キャッシュ・フローは、中期経営計画及び次年度の予算を基礎とし、新規受注の獲得見込等を含む売上高の増加に一定の仮定を置いて見積もっております。これらの仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額は、軽微であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ります。

（表示方法の変更）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に（重要な会計上の見積り）を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載していません。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社株式及び関連会社株式は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
投資有価証券(株式)	2,493百万円	2,628百万円

2 非連結子会社出資金及び関連会社出資金は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
その他	3,106百万円	3,431百万円

3 手形信託譲渡高

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
手形信託譲渡高	344百万円	- 百万円

(連結損益計算書関係)

1 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物及び構築物	- 百万円	8百万円
機械装置及び運搬具	75	61
工具、器具及び備品	2	1
土地	815	345
その他	-	0
計	894	416

2 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物及び構築物	0百万円	1百万円
機械装置及び運搬具	23	1
工具、器具及び備品	0	0
土地	7	29
その他	0	0
計	31	33

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物及び構築物	1百万円	76百万円
機械装置及び運搬具	-	0
工具、器具及び備品	-	0
その他	7	0
計	9	77

4 減損損失

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	3,776百万円	5,075百万円
組替調整額	1,034	248
税効果調整前	4,811	4,827
税効果額	1,467	1,479
その他有価証券評価差額金	3,343	3,347
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1,143	1,332
為替換算調整勘定	1,143	1,332
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	313	303
組替調整額	377	298
税効果調整前	690	601
税効果額	222	192
退職給付に係る調整額	468	409
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	17	17
持分法適用会社に対する持分相当額	17	17
その他の包括利益合計	4,037	5,106

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	68,239,892	-	-	68,239,892

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,943,839	585,243	22,700	2,506,382

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会の決議に基づく自己株式の取得	585,000株
単元未満株式の買取りによる増加	243株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による減少	22,700株
---------------	---------

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	320
合計		-	-	-	-	-	320

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月10日 取締役会	普通株式	2,320	35	2019年3月31日	2019年6月6日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	2,497	38	2019年9月30日	2019年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月22日 取締役会	普通株式	2,497	利益剰余金	38	2020年3月31日	2020年6月12日

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	68,239,892	-	-	68,239,892

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,506,382	87	-	2,506,469

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加

87株

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	320
合計		-	-	-	-	-	320

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月22日 取締役会	普通株式	2,497	38	2020年3月31日	2020年6月12日
2020年11月6日 取締役会	普通株式	2,169	33	2020年9月30日	2020年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月12日 取締役会	普通株式	2,234	利益剰余金	34	2021年3月31日	2021年6月8日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	31,502百万円	31,399百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	682	1,032
現金及び現金同等物	30,820	30,366

(リース取引関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的として行っており、投機目的には行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての営業債権の残高の範囲内にあります。

営業外債務である設備関係支払手形、営業外電子記録債務は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後10年であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について営業部が主要な取引先の状況をモニタリングし、事業部及び営業所において取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社も当社と同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、資金運用規程に従って格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブについては、信用リスクを軽減するため格付の高い発行体に限定して取引を行っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建て営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対し、必要に応じて為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、運用規程に基づき担当部署が取締役会の承認を得て行っております。月次の取引実績は、取締役会に報告しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2 参照）。

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	31,502	31,502	-
(2) 受取手形及び売掛金	32,463	32,463	-
(3) 電子記録債権	3,619	3,619	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	15,812	15,811	0
資産計	83,397	83,397	0
(1) 支払手形及び買掛金	11,265	11,265	-
(2) 電子記録債務	4,222	4,222	-
(3) 短期借入金	3,869	3,869	-
(4) 1年内償還予定の社債	10,000	10,000	-
(5) 未払法人税等	4,217	4,217	-
(6) 設備関係支払手形	2,872	2,872	-
(7) 営業外電子記録債務	1,043	1,043	-
(8) 社債	20,000	20,022	22
(9) 長期借入金	18,746	18,756	9
負債計	76,238	76,270	31

当連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	31,399	31,399	-
(2) 受取手形及び売掛金	33,380	33,380	-
(3) 電子記録債権	3,704	3,704	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	20,445	20,443	2
資産計	88,930	88,928	2
(1) 支払手形及び買掛金	9,799	9,799	-
(2) 電子記録債務	5,521	5,521	-
(3) 短期借入金	3,843	3,843	-
(4) 未払法人税等	4,186	4,186	-
(5) 設備関係支払手形	242	242	-
(6) 営業外電子記録債務	6,470	6,470	-
(7) 社債	40,000	40,015	15
(8) 長期借入金	15,033	15,022	10
負債計	85,096	85,102	5

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1)支払手形及び買掛金、(2)電子記録債務、(3)短期借入金、(4)未払法人税等、(5)設備関係支払手形、(6)営業外電子記録債務

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7)社債

元利金の合計額を当該社債の発行期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8)長期借入金

元利金の合計額を当該借入金の借入期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。また、変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体化して処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	2,567	2,696

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	31,502	-	-	-
受取手形及び売掛金	32,463	-	-	-
電子記録債権	3,619	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) コマーシャルペーパー	-	-	-	-
(2) 譲渡性預金	-	-	-	-
(3) その他	896	-	-	-
合計	68,481	-	-	-

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	31,399	-	-	-
受取手形及び売掛金	33,380	-	-	-
電子記録債権	3,704	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) コマーシャルペーパー	-	-	-	-
(2) 譲渡性預金	-	-	-	-
(3) その他	951	193	-	-
合計	69,435	193	-	-

4 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	10,000	-	-	-	-	20,000
長期借入金	3,869	3,843	1,823	13,023	23	34
合計	13,869	3,843	1,823	13,023	23	20,034

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	-	-	-	10,000	10,000	20,000
長期借入金	3,843	1,823	13,151	25	20	13
合計	3,843	1,823	13,151	10,025	10,020	20,013

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結決算日における時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	186	186	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	709	708	1
合計	896	895	0

当連結会計年度(2021年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結決算日における時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	276	276	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	868	865	2
合計	1,144	1,142	2

2. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	14,104	3,753	10,350
その他	17	8	8
小計	14,121	3,761	10,359
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	794	1,021	226
その他	-	-	-
小計	794	1,021	226
合計	14,916	4,783	10,132

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 74百万円)については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	18,854	3,853	15,001
その他	26	8	18
小計	18,880	3,861	15,019
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	420	479	59
その他	-	-	-
小計	420	479	59
合計	19,300	4,340	14,960

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 67百万円)については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,620	1,036	3
その他	-	-	-
合計	1,620	1,036	3

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	858	372	-
その他	-	-	-
合計	858	372	-

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	通貨スワップ取引 日本円受取・タイパーツ支払	344	215	59	59
	通貨スワップ取引 USドル受取・インドルピー支払	142	110	14	14
合計		486	325	45	45

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	通貨スワップ取引 日本円受取・タイパーツ支払	215	108	53	53
	通貨スワップ取引 USドル受取・インドルピー支払	112	67	11	11
合計		327	175	42	42

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	500	250	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	250	-	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、当社及び一部の連結子会社は確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

また、一部の連結子会社は、2021年4月から導入した60歳から65歳への定年延長に伴う退職給付制度の変更を行いました。この制度変更に伴い、退職給付債務が167百万円減少し、過去勤務費用が同額発生しております。

過去勤務費用については、当連結会計年度において発生額を一括処理しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	16,062百万円	15,530百万円
勤務費用	1,203	1,185
利息費用	0	16
数理計算上の差異の発生額	685	240
過去勤務費用の発生額	-	167
退職給付の支払額	933	834
その他	115	141
退職給付債務の期末残高	15,530	15,630

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	10,363百万円	10,311百万円
期待運用収益	259	257
数理計算上の差異の発生額	369	63
事業主からの拠出額	655	533
退職給付の支払額	596	560
年金資産の期末残高	10,311	10,605

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	13,035百万円	12,945百万円
年金資産	10,311	10,605
	2,724	2,339
非積立型制度の退職給付債務	2,494	2,684
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,218	5,024
退職給付に係る負債	5,218	5,088
退職給付に係る資産	-	64
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,218	5,024

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	1,203百万円	1,185百万円
利息費用	0	16
期待運用収益	259	257
数理計算上の差異の費用処理額	377	298
確定給付制度に係る退職給付費用	1,321	1,241

(注) 当連結会計年度については、上記の他に一部の連結子会社において、2021年4月から導入した60歳から65歳への定年延長による退職給付制度の変更に伴い、特別利益として167百万円を計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
数理計算上の差異	690百万円	601百万円
合計	690	601

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未認識数理計算上の差異	506百万円	95百万円
合計	506	95

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
債券	27.2%	21.9%
株式	1.0	14.4
一般勘定	52.4	51.6
その他	19.5	12.0
合計	100.0	100.0

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
割引率	0.15%~0.27%	0.14%~0.27%
長期期待運用収益率	2.5%	2.5%
予想昇給率	1.0%~1.7%	1.1%~1.6%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度は297百万円、当連結会計年度は327百万円です。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2011年新株予約権	2012年新株予約権	2013年新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 10名	当社取締役 7名 当社執行役員 13名	当社取締役 7名 当社執行役員 14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 82,600株	普通株式 68,600株	普通株式 50,200株
付与日	2011年7月19日	2012年7月30日	2013年7月22日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2011年7月20日 至 2046年7月19日	自 2012年7月31日 至 2047年7月30日	自 2013年7月23日 至 2048年7月22日

	2014年新株予約権	2015年新株予約権	2016年新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 13名	当社取締役 7名 当社執行役員 14名	当社取締役 7名 当社執行役員 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 42,900株	普通株式 37,000株	普通株式 31,900株
付与日	2014年7月22日	2015年7月27日	2016年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2014年7月23日 至 2049年7月22日	自 2015年7月28日 至 2050年7月27日	自 2016年7月22日 至 2051年7月21日

	2017年新株予約権	2018年新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 6名	当社取締役 7名 当社執行役員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 22,800株	普通株式 18,100株
付与日	2017年7月21日	2018年7月20日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2017年7月22日 至 2052年7月21日	自 2018年7月21日 至 2053年7月20日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2011年新株予約権	2012年新株予約権	2013年新株予約権	2014年新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	45,700	41,600	28,400	24,800
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	45,700	41,600	28,400	24,800

	2015年新株予約権	2016年新株予約権	2017年新株予約権	2018年新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	20,800	25,500	18,900	16,500
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	20,800	25,500	18,900	16,500

単価情報

	2011年新株予約権	2012年新株予約権	2013年新株予約権	2014年新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	771	827	1,480	1,582

	2015年新株予約権	2016年新株予約権	2017年新株予約権	2018年新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	1,856	1,830	2,229	2,541

2. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年 3月31日)	当連結会計年度 (2021年 3月31日)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	1,149百万円	1,200百万円
未払事業税	344	330
賞与引当金法定福利費	173	178
退職給付に係る負債	2,059	2,085
固定資産未実現利益	577	568
減損損失	233	227
退職給付に係る調整累計額	142	22
新株予約権	98	98
役員退職慰労引当金	125	134
その他有価証券評価差額金	63	18
減価償却費	386	348
その他	615	707
繰延税金資産小計	5,969	5,921
評価性引当額	544	583
繰延税金負債との相殺	1,915	1,928
繰延税金資産合計	3,508	3,409
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	3,167	4,603
固定資産圧縮積立金	778	805
海外子会社の留保利益	929	1,090
その他	1,007	1,000
繰延税金負債小計	5,883	7,498
繰延税金資産との相殺	1,915	1,928
繰延税金負債合計	3,967	5,570
繰延税金負債の純額	458	2,160

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度において、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸物流施設、賃貸商業施設や賃貸オフィスビル等を有しております。なお、国内の賃貸オフィスビルの一部については、当社及び一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
賃貸等不動産		
連結貸借対照表計上額		
期首残高	17,651	15,586
期中増減額	2,064	4,568
期末残高	15,586	20,155
期末時価	18,248	24,164
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産		
連結貸借対照表計上額		
期首残高	3,103	2,953
期中増減額	149	29
期末残高	2,953	2,923
期末時価	3,143	3,317

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 賃貸等不動産の期中増減額のうち、前連結会計年度の主な減少額は減価償却費(227百万円)と不動産売却(1,070百万円)と連結範囲の変更(686百万円)であります。当連結会計年度の主な減少額は減価償却費(192百万円)及び主な増加額は不動産取得(4,835百万円)であります。

3 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の期中増減額のうち、前連結会計年度の主な減少額は不動産売却(321百万円)及び主な増加額は賃貸等不動産から振替(155百万円)であります。当連結会計年度の主な減少額は減価償却費(47百万円)であります。

4 期末時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
賃貸等不動産		
賃貸収益	1,413	1,468
賃貸費用	645	683
差額	768	785
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産		
賃貸収益	91	112
賃貸費用	100	104
差額	8	8

(注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は計上されておりません。なお、当該不動産に係る費用(減価償却費、租税公課、修繕費、保険料等)については、賃貸費用に含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、提供するサービスの種類により、「運送事業」、「倉庫事業」、「梱包事業」及び「テスト事業」の4つを報告セグメントとしております。

「運送事業」は、四輪・二輪完成自動車及び自動車部品、住宅設備、農業用機械等の輸送を行っております。「倉庫事業」は、四輪・二輪完成自動車及び自動車部品、住宅設備、農業用機械等の保管を行っております。「梱包事業」は、流通加工、自動車部品等の納入代行、輸出梱包等を行っております。「テスト事業」は、四輪・二輪完成自動車及び自動車部品、農業用機械等のテストを行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間取引は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注1)	合計
	運送事業	倉庫事業	梱包事業	テスト事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	93,647	31,056	46,882	22,209	193,795	5,716	199,512
セグメント間の内部 売上高又は振替高	284	343	434	8	1,070	2,103	3,174
計	93,931	31,400	47,316	22,217	194,866	7,820	202,686
セグメント利益	5,200	7,751	3,705	4,001	20,657	351	21,009
セグメント資産	95,246	96,359	51,251	16,555	259,413	37,297	296,710
その他の項目							
減価償却費(注2)	3,163	4,601	1,195	900	9,861	552	10,413
持分法適用会社への 投資額	1,115	-	216	-	1,331	997	2,329
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額 (注2)	4,422	7,314	1,035	1,246	14,019	2,529	16,548

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、通関事業及び自動車の修理事業等を含んでおります。

2 「減価償却費」及び「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」には、長期前払費用の償却額及び増加額が含まれております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注1)	合計
	運送事業	倉庫事業	梱包事業	テスト事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	84,553	32,083	40,136	20,463	177,236	5,300	182,536
セグメント間の内部 売上高又は振替高	254	342	512	14	1,123	2,176	3,299
計	84,807	32,426	40,648	20,477	178,359	7,476	185,836
セグメント利益	4,686	7,549	2,365	2,809	17,411	921	18,332
セグメント資産	99,985	106,183	53,773	17,534	277,476	43,349	320,825
その他の項目							
減価償却費（注2）	2,986	4,796	1,077	1,130	9,991	639	10,630
持分法適用会社への 投資額	1,417	-	174	-	1,592	1,054	2,646
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額 （注2）	6,651	10,574	2,182	1,951	21,361	6,983	28,344

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、通関事業及び自動車の修理事業等を含んでおります。

2 「減価償却費」及び「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」には、長期前払費用の償却額及び増加額が含まれております。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	194,866	178,359
「その他」の区分の売上高	7,820	7,476
セグメント間取引消去	3,174	3,299
連結財務諸表の売上高	199,512	182,536

(単位:百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	20,657	17,411
「その他」の区分の利益	351	921
その他の調整額(注)	119	141
連結財務諸表の営業利益	20,890	18,191

(注) その他の調整額は、営業取引と営業外取引の消去時に生じる差額等であります。

(単位:百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	259,413	277,476
「その他」の区分の資産	37,297	43,349
全社資産(注)	778	1,314
連結財務諸表の資産合計	297,489	322,139

(注) 全社資産は、余資運用資金(定期預金等)、長期投資資金(投資有価証券)などであります。

(単位:百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	9,861	9,991	552	639	-	-	10,413	10,630
持分法適用会社への投資額	1,331	1,592	997	1,054	-	-	2,329	2,646
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	14,019	21,361	2,529	6,983	-	-	16,548	28,344

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	運送事業	倉庫事業	梱包事業	テスト事業	その他事業	合計
外部顧客への売上高	93,647	31,056	46,882	22,209	5,716	199,512

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	北米	アジア	合計
174,535	9,138	15,838	199,512

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に区分しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
本田技研工業㈱	17,117	運送・倉庫・梱包・テスト・その他事業

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	運送事業	倉庫事業	梱包事業	テスト事業	その他事業	合計
外部顧客への売上高	84,553	32,083	40,136	20,463	5,300	182,536

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	北米	アジア	合計
160,716	6,869	14,950	182,536

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に区分しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
本田技研工業㈱	29,055	運送・倉庫・梱包・テスト・その他事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

（1）連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

（2）連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	2,932円77銭	3,160円46銭
1株当たり当期純利益金額	254円01銭	221円26銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	253円11銭	220円51銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
(1) 1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	16,721	14,544
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額 (百万円)	16,721	14,544
普通株式の期中平均株式数 (千株)	65,830	65,733
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整 額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	234	222
(うち新株予約権) (千株)	(234)	(222)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜 在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

(取締役に対する株式報酬制度の導入)

当社は、2021年5月12日開催の取締役会において、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、「取締役」といいます。）に対する信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案が2021年6月29日開催の第80回定時株主総会において承認されております。

1. 導入の目的

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

2. 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。本制度は、毎事業年度に一定のポイントを付与する「固定部分」と、中期経営計画の対象となる期間における毎事業年度の業績目標の達成度等に応じてポイントを付与する「業績連動部分」から構成されております。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

本信託の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2021年8月（予定）
信託の期間	2021年8月～2023年8月（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
ニッコンホールディングス㈱	第5回無担保普通社債	2013年 12月20日	10,000 (10,000)	- (-)	年 0.614	無担保	2020年 12月18日
ニッコンホールディングス㈱	第6回無担保普通社債	2018年 12月18日	10,000 (-)	10,000 (-)	年 0.320	無担保	2025年 12月18日
ニッコンホールディングス㈱	第7回無担保普通社債	2019年 10月11日	10,000 (-)	10,000 (-)	年 0.280	無担保	2029年 10月11日
ニッコンホールディングス㈱	第8回無担保普通社債	2020年 9月18日	- (-)	10,000 (-)	年 0.230	無担保	2024年 9月18日
ニッコンホールディングス㈱	第9回無担保普通社債	2020年 9月18日	- (-)	10,000 (-)	年 0.420	無担保	2030年 9月18日
合計	-	-	30,000 (10,000)	40,000 (-)	-	-	-

(注) 1 (内書)は、1年以内償還予定の金額であります。

2 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
-	-	-	10,000	10,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	3,869	3,843	0.4	-
1年以内に返済予定のリース債務	104	67	-	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	18,746	15,033	0.2	2022年4月から 2027年2月
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	99	34	-	2022年4月から 2024年10月
その他有利子負債 預り金(1年以内)	615	700	0.1	-
合計	23,435	19,679	-	-

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため記載しておりません。

3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,823	13,151	25	20
リース債務	25	5	2	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	40,970	85,631	134,393	182,536
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	3,215	7,936	14,416	21,397
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(百万 円)	1,974	5,194	9,632	14,544
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	30.03	79.02	146.55	221.26

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	30.03	48.99	67.52	74.71

決算日後の状況

該当事項はありません。

重要な訴訟事件等

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,972	21,102
売掛金	174	111
有価証券	896	951
短期貸付金	17,506	18,293
その他	1,632	1,829
貸倒引当金	61	82
流動資産合計	32,020	32,204
固定資産		
有形固定資産		
建物	7,309	7,831
構築物	305	274
機械及び装置	65	75
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	11	11
土地	15,499	20,269
建設仮勘定	16	15
有形固定資産合計	23,208	28,479
無形固定資産	6	4
投資その他の資産		
投資有価証券	14,427	18,905
関係会社株式	100,215	100,188
関係会社出資金	3,292	3,292
長期貸付金	119,126	126,206
その他	157	122
貸倒引当金	14	2
投資その他の資産合計	137,105	148,612
固定資産合計	160,320	177,096
資産合計	192,340	209,301

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	33	12
1年内返済予定の長期借入金	3,800	3,800
1年内償還予定の社債	10,000	-
未払金	189	1,292
未払法人税等	162	105
預り金	122,939	124,594
設備関係支払手形	1,934	20
賞与引当金	30	38
役員賞与引当金	48	50
その他	112	111
流動負債合計	39,151	29,024
固定負債		
社債	20,000	40,000
長期借入金	18,600	14,800
繰延税金負債	2,542	3,983
その他	421	545
固定負債合計	41,563	59,329
負債合計	80,714	88,353
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,316	11,316
資本剰余金		
資本準備金	11,582	11,582
資本剰余金合計	11,582	11,582
利益剰余金		
利益準備金	1,426	1,426
その他利益剰余金		
配当準備積立金	50	50
固定資産圧縮積立金	16	16
別途積立金	77,000	82,000
繰越利益剰余金	9,186	10,213
利益剰余金合計	87,679	93,706
自己株式	6,186	6,187
株主資本合計	104,391	110,418
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6,913	10,208
評価・換算差額等合計	6,913	10,208
新株予約権	320	320
純資産合計	111,625	120,947
負債純資産合計	192,340	209,301

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益	1 11,010	1 12,197
営業原価	1 653	1 856
営業総利益	10,357	11,340
販売費及び一般管理費	2 702	2 739
営業利益	9,655	10,601
営業外収益		
受取利息	1	0
有価証券利息	22	9
受取配当金	586	425
為替差益	-	42
雑収入	57	95
営業外収益合計	667	573
営業外費用		
支払利息	69	55
社債利息	106	138
コマーシャル・ペーパー利息	1	-
社債発行費	55	97
控除対象外消費税等	39	15
為替差損	86	-
雑支出	5	3
営業外費用合計	364	309
経常利益	9,958	10,864
特別利益		
投資有価証券売却益	1,036	244
特別利益合計	1,036	244
特別損失		
固定資産売却損	3 7	-
固定資産除却損	-	4 10
投資有価証券評価損	0	-
投資有価証券売却損	3	-
関係会社株式評価損	92	16
特別損失合計	104	26
税引前当期純利益	10,890	11,082
法人税、住民税及び事業税	559	401
法人税等調整額	8	13
法人税等合計	567	388
当期純利益	10,323	10,693

営業原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
人件費		56	8.7	58	6.8
(賞与引当金繰入額)		(5)		(6)	
その他経費					
1 修繕費		84		99	
2 減価償却費		290		419	
3 保険料		8		13	
4 施設使用料		2		2	
5 租税公課		152		203	
6 旅費交通費		2		2	
7 その他		55		58	
その他経費計		596	91.3	798	93.2
営業原価合計		653	100.0	856	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	11,316	11,582	1,426	50	17	67,000	13,703
当期変動額							
剰余金の配当							4,818
当期純利益							10,323
別途積立金の積立						10,000	10,000
自己株式の取得							
自己株式の処分							21
固定資産圧縮積立金の取崩					0		0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	0	10,000	4,516
当期末残高	11,316	11,582	1,426	50	16	77,000	9,186

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	4,767	100,327	10,156	10,156	354	110,838
当期変動額						
剰余金の配当		4,818				4,818
当期純利益		10,323				10,323
別途積立金の積立		-				-
自己株式の取得	1,475	1,475				1,475
自己株式の処分	55	33				33
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		-	3,242	3,242	33	3,276
当期変動額合計	1,419	4,063	3,242	3,242	33	787
当期末残高	6,186	104,391	6,913	6,913	320	111,625

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	11,316	11,582	1,426	50	16	77,000	9,186
当期変動額							
剰余金の配当							4,667
当期純利益							10,693
別途積立金の積立						5,000	5,000
自己株式の取得							
自己株式の処分							
固定資産圧縮積立金の取崩					0		0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	0	5,000	1,027
当期末残高	11,316	11,582	1,426	50	16	82,000	10,213

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	6,186	104,391	6,913	6,913	320	111,625
当期変動額						
剰余金の配当		4,667				4,667
当期純利益		10,693				10,693
別途積立金の積立		-				-
自己株式の取得	0	0				0
自己株式の処分		-				-
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		-	3,295	3,295		3,295
当期変動額合計	0	6,026	3,295	3,295	-	9,322
当期末残高	6,187	110,418	10,208	10,208	320	120,947

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- a 満期保有目的の債券...償却原価法(定額法)
- b 子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法
- c その他有価証券

時価のあるもの...決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの...移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 運用目的の金銭の信託

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しており、取得価額が100千円以上200千円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～50年
構築物	10～20年
機械及び装置	7～12年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	5～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金.....債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金.....従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金.....役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理方法

a ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

b ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....金利スワップ及び為替予約

ヘッジ対象.....借入金及び売掛金

c ヘッジ方針

金利リスク及び為替リスクをヘッジする目的に限定しております。

d ヘッジ有効性の評価

ヘッジの開始時から有効性判定の時点までの期間において、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。また、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	7,664百万円	8,530百万円
長期金銭債権	19,126	26,206
短期金銭債務	22,947	24,601

2 以下の関係会社の金融機関からの借入及び有料道路使用料の支払に対して債務保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
NIPPON KONPO INDIA PRIVATE LIMITED	124百万円	106百万円
NIPPON KONPO (MALAYSIA) SDN.BHD.	-	58
A.N.I. LOGISTICS, LTD.	165	87
NIPPON KONPO (THAILAND) CO., LTD.	179	127
狭山日梱(株)	46	36
鈴鹿日梱(株)	38	39
藤沢日梱(株)	26	26
小川日梱(株)	33	30
名古屋日梱(株)	14	-
計	629	513

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益高	10,153百万円	11,228百万円
営業原価高	50	52
営業取引以外の取引による取引高	0	14

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度5%、当事業年度4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度95%、当事業年度96%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
人件費	441百万円	503百万円
賞与引当金繰入額	25	32
役員賞与引当金繰入額	50	50
退職給付費用	6	7
減価償却費	2	1
租税公課	75	72
旅費及び交通費	19	11
貸倒引当金繰入額	6	9
その他	156	140
計	702	739

3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	0百万円	- 百万円
機械及び装置	0	-
土地	7	-
計	7	-

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	- 百万円	10百万円
計	-	10

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式100,176百万円、関連会社株式12百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式100,187百万円、関連会社株式28百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	9百万円	11百万円
未払事業税	26	15
減損損失	23	23
長期未払金	61	61
子会社株式評価損	423	423
新株予約権	98	98
会社分割に係る子会社株式	745	745
その他有価証券評価差額金	64	15
譲渡損益調整	142	138
その他	42	58
繰延税金資産小計	1,637	1,590
評価性引当額	727	717
繰延税金負債との相殺	909	873
繰延税金資産合計	-	-
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	3,116	4,520
譲渡損益調整	328	328
その他	7	7
繰延税金負債小計	3,452	4,856
繰延税金資産との相殺	909	873
繰延税金負債合計	2,542	3,983
繰延税金負債の純額	2,542	3,983

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	26.4	27.6
住民税均等割	0.0	0.0
評価性引当額の増減	0.2	0.1
その他	0.6	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.2	3.5

(重要な後発事象)

(取締役に対する株式報酬制度の導入)

当社は、2021年5月12日開催の取締役会において、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）に対する信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案が2021年6月29日開催の第80回定時株主総会において承認されております。本制度の目的及び概要は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表」の「注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額	当期償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	10,046	882	0	10,928	3,097	361	7,831
構築物	812	7	-	820	545	37	274
機械及び装置	227	24	-	251	175	13	75
車両運搬具	3	-	-	3	3	0	0
工具、器具及び備品	157	5	0	162	150	5	11
土地	15,499	4,770	-	20,269	-	-	20,269
建設仮勘定	16	1	1	15	-	-	15
有形固定資産計	26,762	5,691	2	32,452	3,972	418	28,479
無形固定資産	16	-	-	16	12	2	4

(注) 1 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得価額で記載しております。

2 「当期増加額」のうち主なものは次のとおりであります。

建物	東京都中央区	688百万円
土地	東京都中央区	4,135百万円
	栃木県宇都宮市	622百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	76	25	15	85
賞与引当金	30	38	30	38
役員賞与引当金	48	50	48	50

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

決算日後の状況

該当事項はありません。

重要な訴訟事件等

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	-
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	なし

(注) 1 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

剰余金の配当を受ける権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第79期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月29日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第80期第1四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月7日関東財務局長に提出

（第80期第2四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月13日関東財務局長に提出

（第80期第3四半期）（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2020年6月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月30日

ニッコンホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

文倉 辰永

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

田坂 真子

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッコンホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッコンホールディングス株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損損失の認識の要否に関する判定の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社及び連結子会社は、国内外に多数の事業拠点を所有し、運送事業、倉庫事業、梱包事業、テスト事業等、多様な事業を展開し多くの固定資産を所有している。当連結会計年度末の連結貸借対照表において、有形固定資産213,928百万円及び無形固定資産2,073百万円が計上されており、これらの合計金額は総資産の67.0%を占めている。</p> <p>連結財務諸表の注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、これらの固定資産は定期的に減価償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。</p> <p>当連結会計年度においては、倉庫事業、梱包事業及びテスト事業の一部の主要な事業拠点において、主要顧客の属する産業の低迷により、継続して営業損益がマイナスとなっていることから減損の兆候が認められた。その結果、割引前将来キャッシュ・フローの算出を行ったが、いずれも帳簿価額を上回ったことから減損損失を認識していない。</p> <p>各事業拠点の将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者が作成した次年度の予算及び中期経営計画を基礎として見積もられており、特に新規受注の獲得見込等を含む売上高の増加についての不確実性が高い仮定が使用されている。これらに係る経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、固定資産の減損損失の認識の要否に関する判定の妥当性が当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、減損の兆候があると判断された倉庫事業、梱包事業及びテスト事業の一部の主要な事業拠点において、固定資産に関する減損損失の認識の要否判定の妥当性を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 減損損失の認識の要否の判定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に将来キャッシュ・フローの見積りについて、合理的な仮定が採用されること確かめるための統制に焦点を当てた。</p> <p>(2) 将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価 将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる次年度の予算及び中期事業計画に含まれる主要な仮定の合理性を評価するため、その根拠について各事業拠点の責任者に対して質問をするとともに、主に以下の手続を実施した。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りの前提となる売上高等の仮定について、新規受注を含む売上高の増加見込の確度に関して、営業責任者に対して質問するとともに、関連する資料を閲覧した。</p> <p>将来キャッシュ・フローについて、過去実績からの趨勢分析及び関連資料の閲覧を行った。さらに、過年度における予算及び中期経営計画とそれらの実績を比較することにより、経営者の見積りの精度を評価した。</p> <p>将来キャッシュ・フローについて、その作成過程において会社が検討した複数の仮定に基づく将来キャッシュ・フローと比較するとともに営業責任者へ質問し、その合理性を評価した。そのうえで、減損損失の認識の要否の判定に与える影響について検討した。</p>

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ニッコンホールディングス株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ニッコンホールディングス株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月30日

ニッコンホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

文倉 辰永

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

田坂 真子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッコンホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第80期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッコンホールディングス株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。